

令和 8 年

三重県議会定例会会議録

（ 6 月 10 日 ）
（ 第 13 号 ）

第
13
号

6
月
10
日

令和 8 年

三重県議会定例会会議録

第 13 号

○令和 8 年 6 月 10 日（水曜日）

議事日程（第13号）

令和 8 年 6 月 10 日（水） 午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	市 野	修 平
2	番	曾 我	正 彦
3	番	荊 原	広 樹
4	番	伊 藤	雅 慶
5	番	世 古	明
6	番	市 川	岳 人
7	番	龍 神	啓 介
8	番	辻 内	裕 也
9	番	吉 田	紋 華
10	番	難 波	聖 子
11	番	芳 野	正 英

12	番	川	口	円
13	番	喜	田	健児
14	番	中	瀬	信之
16	番	中	瀬古	初美
17	番	廣		耕太郎
18	番	松	浦	慶子
19	番	石	垣	智矢
20	番	山	崎	博
21	番	野	村	保夫
22	番	倉	本	崇弘
23	番	山	内	道明
24	番	田	中	智也
25	番	藤	根	正典
26	番	森	野	真治
27	番	杉	本	熊野
28	番	藤	田	宜三
29	番	田	中	祐治
30	番	野	口	正
31	番	谷	川	孝栄
32	番	石	田	成生
33	番	村	林	聡人
34	番	小	林	正
35	番	東		豊
36	番	長	田	隆尚
37	番	今	井	智広
38	番	稲	垣	昭義
39	番	日	沖	正信
40	番	舟	橋	裕幸

41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
(15	番	欠	員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	齊
書 記（事務局次長）	小 野	明 子
書 記（議事課長）	吉 川	幸 伸
書 記（議事課課長補佐兼班長）	岡 野	俊 之
書 記（議事課主任）	中 川	直 郁
書 記（議事課主任）	伊 藤	光 彦

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	野 呂	幸 利
副 知 事	後 田	和 也
危機管理統括監	松 下	功 一
総 務 部 長	松 浦	元 哉
政策企画部長	楠 田	泰 司
地域連携・交通部長	西 田	正 明
防災対策部長	田 中	誠 徳
医療保健部長	山 本	毅

子ども・福祉部長

環境生活部長

農林水産部長

雇用経済部長

観光部長

県土整備部長

総務部デジタル推進局長

地域連携・交通部スポーツ推進局長

地域連携・交通部南部地域振興局長

環境生活部環境共生局長

県土整備部理事

企業庁長

病院事業庁長

高濱 公生

天野 敏

枅屋 典子

森吉 秀男

塩野 進

藤井 和久

稲葉 崇

和田 吉史

関 美幸

佐藤 弘之

上村 告

生川 哲也

野口 慎次

会計管理者兼出納局長

天野 圭子

教 育 長

長崎 禎和

公安委員会委員長

吉田 すみ江

警察本部長

谷井 義正

代表監査委員

村上 亘

監査委員事務局長

西口 輝

人事委員会委員長

浅尾 光弘

人事委員会事務局長

佐藤 史紀

選挙管理委員会委員長

長尾 英介

午前10時0分開議

開

議

○議長（藤田宜三） ただいまから本日の会議を開きます。

質

問

○議長（藤田宜三） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。4番 伊藤雅慶議員。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇・拍手〕

○4番（伊藤雅慶） 改めまして、おはようございます。

いつも大変お世話になっております。会派新政みえ、三重郡選挙区選出の伊藤雅慶でございます。

6月定例会議、一般質問の1番目ということで緊張もしておりますが、大変光栄にも感じております。

また、光栄といいますと、6月5日に廣県議、また世古県議をはじめ、伊勢の方々や神宮関係者の皆様にお世話になり、第63回神宮式年遷宮のお木曳行事に特別神領民として会派全員で参加をさせていただきました。貴重な経験をさせていただき、改めて感謝申し上げます。今も「エンヤー」の掛け声が頭を流れていますが、栄えるという意味もあるようです。三重県や県民皆様が末永く栄えますことを改めてお祈り申し上げ、ただいまから質問に入させていただきます。どうぞよろしくお願いします。エンヤー。

それでは、大きな1番、山岳・中山間地域の安全対策についてであります。

まず、（1）土砂災害等から集落を守るための取組強化を。

三重県の森林面積は、約37万2000ヘクタールで県土の約65%を占めています。北中部では、平野、丘陵、山地がモザイク状に広がり、南部では、急峻

な紀伊山地が広がっています。また、里山が集落と深く結びついていることや、背後に二次林が帯状に分布し、その奥に本格的な山地、人工林が続く構造が本県の主な特徴であります。

さて、かつて三重県の里山林は薪炭材や落ち葉、シイやカシなどの常緑広葉樹、アカマツ、コナラなどを利用する生活の場として維持されてきましたが、現在は生活様式の変容に加え、少子・高齢化や過疎化で集落が里山や人工林の管理を続けることが難しくなり、荒廃した里山や竹林の拡大が課題になっています。

また、近年の気候変動がもたらす記録的豪雨を鑑みれば、森林環境や里山の再生は県民の命と暮らしを守る上で重要であり、行政として、急傾斜地等を含む中山間地域に暮らす県民の命と財産を守るため、土砂災害対策を一層強化していく必要があると思います。

さて、急傾斜地とは、傾斜が30度、高さ5メートル以上あるものを指しますが、これに加え、土石流や地滑りが生じるおそれがある地域も含め、土砂災害警戒区域、さらには危険度の高い地域を特別警戒区域として指定しています。また、特別警戒区域については県が、警戒区域については市町が管理の上、県と連携し、対応する地域となっております。

ちなみに該当区域数ですが、5月12日現在で土砂災害警戒区域は1万7111か所、特別警戒区域は1万5414か所であります。以上の状況を踏まえ、私といたしましては、県民の命と暮らしを守るべく、徹底した安全対策を求めます。

そこで、現在三重県が行っている土砂災害警戒区域、特別警戒区域にある集落、住居等への安全対策についてお伺いします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） ただいまお尋ねのありました土砂災害警戒区域における住宅の安全対策の状況について御答弁いたします。

土砂災害警戒区域は、土砂災害による人的被害の防止軽減を目的として、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害防止法に基づき都道府県知

事が指定した区域でございます。指定された区域は、市町が作成するハザードマップに反映されるなど、警戒避難体制の整備に役立てられています。

三重県では、土砂災害警戒区域内の集落や住居等の安全対策として、土石流対策や崖崩れ対策などの砂防関係施設の整備を進めております。整備に当たりましては、予算に限りがあることから、自立避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設、これは病院であったり老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設が当たりますけれども、このような施設や避難所を保全対象としている箇所为重点的に取組を進めているところでございます。

令和8年度におきましては、県内全域で土石流対策の砂防事業を56か所、崖崩れ対策の急傾斜地崩壊対策事業を10か所で実施しています。今後とも、地域の安全・安心の確保に向け、しっかりと予算を確保しつつ、土砂災害防止対策を進めてまいります。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。

安全対策については、災害対応も含め、先ほどおっしゃっていただいたようにいろいろとやっていただいておりますので、引き続きスピード感を持って対応していただきたいなど、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、個別支援について確認をしましたが、国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業がありました。本事業は、特別警戒区域内の建築物が要件を満たせば、建物所有者に対し改修費用の23%を国、市町が折半し、補助する制度で、補助上限額は97万円ほどとなっています。本事業を知らない方もお見えになるかなというふうに思いますので、県としても広報に努めていただきたい、そのように思っております。

加えて、県民の安全確保をさらに進めるためにも、県独自の上乘せ支援について前向きに御検討いただきたいなどというふうに思っているんですが、県による支援の拡充についても御答弁をお願いします。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（上村 告） 今、御質問がございました件について御答弁申し上げます。

土砂災害特別警戒区域の住宅につきまして、県としては、まずは移転を促進することが重要だと考えております。そのための支援制度としまして、危険な住宅の除却費や引っ越し費用、また、移転先での住宅建設等に要する経費に対して、崖地近接等危険住宅移転事業によって補助をしているところでございます。

現在当該事業の実施市町は9市町に限られておりまして、私どもとしましては、積極的にこの実施市町の拡大に努め、危険な区域からの移転を促進したいと考えております。

一方、議員から御紹介いただきました住宅・建築物安全ストック形成事業でございますが、土砂災害特別警戒区域内の住宅における土砂災害対策に係る改修に対して工事費の一部を補助するものでございまして、例えば鉄筋コンクリートの塀を築造する場合、これに要する工事費の一部を国と地方公共団体が補助するものでございます。

現状では、当該補助制度を活用している県内市町というのはなく、また、補助制度創設に関する相談等もないわけですが、様々な事情で区域外の移転が難しい方もたくさんお見えになると思いますので、今お住まいの住宅の安全性を確保するには有効な制度であると認識をしております。

このため、当該事業について、市町担当者会議等で事業説明や事業紹介等を行いまして積極的に周知を図っていきたいと思っております。また、市町から具体的に補助制度創設の相談等がございましたら、他県の状況等を情報収集した上で、県としての必要な支援についても検討していきたいと考えております。

引き続き、県としましては、住民の生命に危険を及ぼすことのない区域にお住まいいただくため、事前防災の観点から移転の促進を第一に進めていきたいと考えておりますけれども、土砂災害特別警戒区域内に居住し続ける場合の住宅の安全性確保に向けましても、市町と連携して取り組み、住民の安

全・安心な住まい環境につなげていきたいと考えております。

〔４番 伊藤雅慶議員登壇〕

○４番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。

移転を重要視する。当然これは大事なことです、ぜひそういったところもお願いをしながら、どうしても移転ができないという方がおられる可能性もありますので、そういったときにはしっかりとお支えいただきたいというふうに思います。一層安全な環境を構築していただくようお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、（２）のネイチャーポジティブやE c o－D R Rの視点を取り入れた森林整備をであります。

４月３日、地元菰野町で生物多様性から始まる持続可能で災害に強いまちづくり、現代土木とともに歩む新たな環境整備の視点をテーマにしたワークショップが開催され、私も参加をしました。その中で、生態系の力を活用するネイチャーポジティブの考え方が防災・減災の新たな視点として重要であることを学びました。

さらに森林整備や公共事業等を行う際、樹種等によって根の張り方が異なるなどの特性を十分理解し、対応するか否かで将来の防災機能や森林環境に大きな影響を及ぼすことについても理解を深めました。

三重県においても、今後本格的にゾーニング管理や針広混交林事業を進められますが、その場合にもネイチャーポジティブの考え方を取り入れ、対象の森林環境が現在どのような状況になっているのか。これを十分調査した上で取り組んでいただいて、多面的機能や防災機能の維持強化、ひいては森林再生につなげていただきたいと思います。

また、国土交通省や環境省においても、生態系を活用した防災・減災をE c o－D R Rとして推奨しています。自然を再生して守る防災、あるいは森林再生そのものが地域の安全インフラになるとの考えが公共事業等に取り入れられ始めています。

気候変動で豪雨や台風災害等が激甚化し、山間部のインフラも頻繁に大き

な被害を受ける中、長期的視点に立てば、これまでのハード対策のみでは限界があると考えます。県においてもコンクリート工法や住宅の補強等のハード対策に加えて、E c o－DRRの視点も取り入れられるよう、生態系が持つ力を引き出せる森林整備を進めてください。担当部長のお考えをお伺いします。

〔枡屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枡屋典子） それでは、ネイチャーポジティブやE c o－DRRの視点を取り入れた森林整備について御答弁申し上げます。

県土の3分の2を占める森林は、木材生産のほか、水源の涵養や地球温暖化の防止、生物多様性の保全、土砂災害の防止といった多面的な機能を有しております。近年、里山や森林の手入れ不足などによりまして、生物多様性が損なわれることで激甚化、頻発化する豪雨災害や土砂災害などを未然に防止する機能の低下が懸念されているところでございます。

こうした中、生物多様性の損失を止めて回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの考え方が国の生物多様性国家戦略にも位置づけられ、CO₂吸収源である森林や藻場、干潟、湿地等、これの保全や自然の機能を生かした自然災害対策等が行われているところでございます。

三重県でもこの国家戦略を踏まえまして、令和6年に第4期三重生物多様性推進プランを策定いたしまして、生物多様性の保全と三つの取組方針を定め、里地里山を保全する活動への支援ですとか、あるいは生物多様性保全活動団体とその活動を支援する企業等とのマッチングなどを通じまして、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めているところでございます。

また、御紹介いただきました生態系の保全や再生を通じて、防災・減災や生物多様性保全などの地域課題を複合的に解決しようとするE c o－DRRの考え方は、国の国土強靱化基本計画にも取り入れられております。県におきましても、この考え方を踏まえて策定した三重県国土強靱化地域計画において、森林が有する土砂災害防止機能等を発揮させるための総合的な対策を推進することとしておりまして、山地災害危険地区等において、治山事業や

造林事業などを活用して森林整備に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、ネイチャーポジティブやE c o－D R Rの考え方も踏まえながら、様々な主体による生物多様性保全活動や森林整備を推進し、中山間地域の安全・安心な暮らしの確保に努めてまいります。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。

先ほども申し上げましたように、対象の森林環境が現在どうなっているのか。これを十分に調査していただいて、生態系を土の上も中も確認して判断いただくのが非常に重要だということを学びましたので、ぜひそういった視点も持っていただきたいというふうに思います。

また、ネイチャーポジティブについては、ネットで大台町がネイチャーポジティブ宣言をされたというふうな記事も見せていただきました。三重県においても、50年先、100年先、その先の世代にも安全・安心な三重県を引き継ぐために、ネイチャーポジティブやE c o－D R Rの視点を積極的に取り入れながら、森林再生を着実に進めていただくことをお願い申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、大きな1の（3）であります。

三重県には、鈴鹿山脈や台高山脈、紀伊山地など多彩な山域があり、初心者向けの低山から本格的縦走まで楽しめます。海や里山を望む絶景、温泉や歴史文化、四季の花や紅葉、豊かな自然環境などを求め、多くの登山者や入山者が三重県を訪れます。

5月24日に菰野町で開催された「K o m o n o F o u r P e a k s T r a i l」というトレイルランの大会には、県内外から200人を超える参加者が集まり、鈴鹿山脈の絶景や温泉、グルメを楽しめました。山岳は県や地域にとって大きな魅力であり、貴重な地域資源であると改めて感じたところあります。

また、県民や地域住民も身近にある自然を楽しんでおられ、登山や山散歩、山菜取りなどを日課にされている人も少なくありません。このことから山

岳や中山間地域の安全対策は非常に重要であると考えます。

さて、私が住む菰野町でも山岳事故は後を絶ちません。また、県内でも毎年複数の山岳事故が発生しています。三重県警察公式ホームページにある令和7年中の山岳遭難発生情報等を見てください。

(パネルを示す) 表紙がこういうふうになっています。そして、また中を開いていくと、目次の後こういう記事が出てまいります。見ていただくとおり、残念ながら、事故発生件数、遭難者数、死者数が令和6年中に比べ大きく増加をしました。

また、今回の統計で事故の約6割が鈴鹿山脈で発生していることや、遭難者のうち道迷いが全体の約4割と一番多いことが分かりました。道迷いの原因を関係者に確認したところ、経験、知識、装備が不足していることや、地図、コンパス、携帯アプリなどの使い方の理解不足も散見され、総じて事前準備不足が主な原因との見解でありました。

このほか、遭難者の約6割が50代から70代、そして、また単独登山の死亡率は複数登山と比べ約3倍であること、また、7割以上の方が登山届未提出であったことも分かりました。

以上を踏まえ、改めて登山者や入山者、観光客、県民等に対し、マナーやルールへの遵守、必要に応じた登山届の提出、服装、体調管理、装備等の事前準備について、様々な媒体を使って注意喚起するとともに、地図やコンパス、登山用アプリ等の正しい使い方について、これも広く発信をしていただきたいというふうに思っております。このことも要望いたします。

このほか、スマートフォンと衛星の直接通信が近年構築されています。機種やプランによって対応の可否があるようですが、少しでも有用な情報であれば機会を捉え紹介していただくべきというふうに考えます。これらを含め、安全登山の啓発や事前準備の徹底を丁寧に呼びかけるよう改めて要望いたします。

また、今回登山道や自然歩道、林道等を中心に、山間部であっても安定した通信環境を確保し、位置情報の取得や各種センサーによる計測が可能とな

る新たな通信インフラを関係自治体や事業者等と連携し、構築、整備するよう提案いたします。

皆さんはL PWAやW i - F i H a L o wという言葉をご存じでしょうか。まず、L PWAとは、ローパワーワイドエリアの略で、低消費電力で数キロから数十キロの長距離通信を行う I o T 向け無線通信技術の総称であります。

実際に北アルプス薬師岳周辺で山小屋と連携してL PWA中継機を設置し、山岳エリアの I o T 通信インフラを構築する実証事業が行われ、通信品質については主要登山道ではほぼ電波不感地帯はなく通信可能、カバレッジについては、山小屋間の広い範囲で位置情報をクラウドに送信可能、インフラ構想については、北アルプス全体の山岳 I o T 通信インフラ構想に向けた有効性を確認と評価され、通信テストに成功と公表されました。

このほか、専用端末と組み合わせ、登山者の位置を地図上で把握し、遭難時の早期救助に役立てる位置情報見守りサービスも開発されています。登山者の命を守ることはもとより、救助隊や捜索隊員の命を守ることにもつながるシステムとして大きく期待しています。

さらにL PWA技術に加え、音声や画像等の高速大容量、低遅延のデータ通信を可能とする環境整備をW i - F i H a L o wと呼び、政府も本通信技術を活用したシステムの構築に補助金等を出しています。事業関係者に確認をしたところ、カスタマイズ次第で様々な課題に対応できると伺いました。

ぜひ県として関係市町と連携して、共同で諸課題の解決に取り組んでいきたいというふうに思っています。新たな通信システムの構築についてもお考えをお伺いします。

次に、山岳遭難の救助、捜索に当たっていただく消防職員や警察官等の服装装備にも要望があります。先般関係者に聞き取りを行ったところ、山岳救助隊を編成している県内消防本部の多くが山岳用ウェアではなくレンジャー服で救助に当たっておられ、生地丈夫さはあるものの、体を動かしづらく体が熱くなりやすいことから疲労が蓄積し、活動の妨げになるとの意見があ

りました。

このことについては、県防災対策部に確認したところ、いのちを守る防災・減災総合補助金を活用すれば、購入に当たり市町は対象経費の2分の1、上限600万円の補助が受けられることが分かりました。隊員の命と健康を守る意味でも、未導入の消防本部はぜひ補助制度を活用してほしいなというふうに思います。

次に、警察本部にも伺いました。生地が厚い出動服が主で、山岳用ウェア等については必要に応じて隊員個人が準備をしているということが確認できました。先ほどの消防本部への対応要請と同じく、警察本部についてもぜひ公費での整備を検討いただくようによろしくをお願いします。

以上、山岳の安全対策の提案について御答弁を求めます。

〔和田吉史地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（和田吉史） 山岳遭難防止に向けた啓発活動の取組につきましてお答えさせていただきます。

近年、登山人気の高まりで新たに登山を始める方が増えています。同時に山岳遭難件数も増加しており、警察庁によると遭難原因の多くは知識や経験の不足であるとされております。

具体的には、地図を読むことや道に迷ったときの知識が不十分である場合と、天候の急変などに備えた装備の不足や無理なルート選定など、経験に基づく準備が不十分である場合に発生しています。また、遭難時に重要となる登山届の提出が少ないという課題もあります。

これらの課題に対応するため、県では、関係市町と三重県山岳スポーツクライミング連盟、県警察本部で構成する三重県山岳遭難防止対策連絡協議会を設置し、山岳遭難防止に関する講習会の開催や啓発活動を行っています。講習会は登山者の経験に応じて必要な知識を習得することができるよう、二つの内容で開催しています。

一つ目として、これから登山を始める方や経験の少ない方を対象とした山登りベーシック塾では、基本的な地図の読み方や山中での適切な判断と行動

の知識、装備や登山計画の作成など、安全に登山するための事前準備について学ぶことができるようにしており、昨年度は5回にわたり延べ約300人が受講しました。

二つ目として、登山の経験がある方に向けては、山岳遭難防止講演会で天気専門的な予測方法など高度な知識を学ぶことができるようにしており、昨年度は約170人が受講しました。本年度は7月5日に開催予定です。

また、登山届の提出促進のために、シーズンに合わせて県内の主要な登山口で注意喚起を実施しています。さらに登山届を簡単にオンラインで提出でき、山中で自身の位置や危険箇所の把握などにも役立つYAMAPやコンパスといった登山地図アプリの利用を呼びかけています。

今後は登山者が利用する施設や登山イベント等で啓発をより実施するとともに、スポーツ推進局のSNS、とこまるのXやホームページを活用して、登山地図アプリの利用や登山届の提出促進など、安全な登山に役立つ情報発信を強化します。また、講習会では、衛星による新たな通信技術の利用方法をテーマに加えるなど内容の充実を図ります。

併せて、講習会の受講者アンケートによると、受講のきっかけは友人からの紹介が多かったため、受講者に対し周知を依頼するなど、今後より多くの方に参加していただけるよう促していきます。このような取組を通して登山者が必要な知識を持ち、適切な事前準備と行動ができるよう啓発活動を充実させていきます。

〔稲葉 崇総務部デジタル推進局長登壇〕

○総務部デジタル推進局長（稲葉 崇） 私からは、山岳・中山間地域における新たな通信技術の活用についてお答えいたします。

山岳・中山間地域においては、観光客や登山者の安全確保をはじめ、獣害対策など様々な課題があり、これらの解決に向けてデジタル技術、とりわけ通信技術を活用していくことは重要な視点であると認識しております。

議員から御紹介もいただきましたWi-Fi HaLowや衛星ダイレクト通信といった新たな通信技術は、既存の通信環境では電波が届きにくく、

電源の確保が難しい山岳・中山間地域においても通信環境の確保が可能であり、低消費電力で広範囲をカバーできるという特性がございます。

このような技術特性を活用し、近年、一部の自治体では、山岳遭難発生時における捜索隊の効率的かつ安全な捜索活動支援や災害対策などの実証が進められているところでございます。また、国におきましても、地域社会DX推進パッケージ事業などの支援制度により、こうした取組を後押ししております。

新たな通信技術を活用した地域課題の解決は、防災、観光、農林水産など、県や市町などの各分野の施策と密接に関わっており、それぞれの課題や目的に応じ、通信技術の特性なども踏まえ、最適な手段を導入することが重要となっております。

こうしたことから、デジタル推進局といたしましては、最新の通信技術や先進事例の情報収集に努め、関係部局や市町、団体などが課題解決に新たな通信技術の活用を検討する際には、技術的な助言を行うとともに、国の各種制度を最大限活用できるよう、積極的に支援をしてまいりたいと思います。

〔４番 伊藤雅慶議員登壇〕

○４番（伊藤雅慶） 御丁寧に御答弁ありがとうございました。

どちらの部署も非常に前向きな御答弁をいただいたなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

このほか、改めて注目いただきたいのが大音量のモーターサイレンであります。災害の危険をいち早く地域住民や登山者、入山者に知らせるために有用と考えます。地震や台風、線状降水帯等に加え、昨今、熊の出没や山林火災にも注意が必要になってきました。県内市町の整備状況、運用状況をぜひ調査していただいて、中山間地域で未整備のところにはぜひ市町と連携し、整備、活用するよう御提案をいたします。

また、昨年より県警担当者に要請していました登山用地図アプリの機能強化ですが、事業者の協力で重大事案情報が画面に出る仕組みを導入いただきました。こちらになります。

(パネルを示す) 写真は先日残念ながら死亡事故が発生しました松阪市の池木屋山ですが、このように死亡事故発生箇所というふうな表示を導入いただきました。関係者には安全登山や危険を正しく認知いただく環境整備に御協力いただいたこと、改めて感謝を申し上げます。この取組で重大事故が大きく減少することを切に願っております。

もう1点、山岳関係者から推進を求められたのが登山用ヘルメットの着用であります。頭部を守っていただくことで救われる命がきっとあると思います。この点についてもぜひ着用の推進啓発をお願いいたします。

通信インフラですが、遭難事故等の予防や対応のみならず、熊を含めた獣害対策や山林火災、地滑りの検知、あるいは不法投棄等、目的に合ったシステム構築が可能です。新たなデジタル技術の導入も含め、山岳・中山間地域の安全対策、環境整備を県として積極的に取り入れるよう、いま一度お願い申し上げ、1番の質問を終わります。

続いて、大きな2番に移ります。

県営北勢中央公園について、(1) 全世代から親しまれ選ばれる公園づくりを。

北勢中央公園は、四日市市、いなべ市、菰野町にまたがる総面積98.1ヘクタールの都市公園で、平成5年に開園し、現在40.8ヘクタールが供用されています。

私も子どもが小さい頃によく親子で利用させていただきました。鈴鹿山脈の眺望や春の桜並木など、非常に景観がすばらしく、自然豊かな公園であります。一方で、遊具や御高齢の方が楽しめるレクリエーション施設が少ないこと、アクセス性が悪いことなど、住民の方々から様々な指摘、要望も伺っており、これまでも機会を捉え、菰野町や県に対し要望してきました。

それらも踏まえ、本日は改めて三重県が目指す都市公園の在り方を確認しながら、北勢中央公園のさらなる充実や安全・安心な環境整備等を求めたいと思います。

さて、都市公園とは、都市の良好な環境を守りつつ、県民のレクリエー

ションや交流、防災、避難など、多様な機能を担う公共のオープンスペースのことで、三重県でも主な役割として、潤いと安らぎのある都市環境をつくる。子どもから高齢者まで遊び、運動、散歩の場を提供。緑地として、ヒートアイランド緩和や大気浄化に寄与。地震、火災などの災害時の避難地、防災拠点になる。地域の交流やイベントの場となり、まちのにぎわいを創出、と発信されています。

この理念を捉えれば、もっと積極的な魅力づくりに取り組むべきと考えるのは私だけではないと思います。ポテンシャルはあるのに非常にもったいない、そのような感覚もあります。

30年経過すれば、適切な維持管理がなされていないと当然施設の老朽化が始まります。本公園においても、顕著に現れているのが水のプラザであります。都市公園のコンセプトを鑑みれば、涼しさを味わえるのも魅力だと思いますが、今は子どもたちの遊ぶ姿も歓声も聞こえてきません。

ホームページの公園紹介動画のみ、今も人も噴水も水辺もきらきら輝いています。本エリア内のベンチや頭上の屋根も現在はひどい状況で、役割を果たせないというふうに判断します。一日も早い改修、更新を要望いたします。

これがその水のプラザであります。（パネルを示す）ずっと噴水のほうに行くところは立入禁止になっております。その周辺には右側のベンチなどがあるんですが、天然木で当初はよかったんだろうなと思うんですが、今はこういうずたずたの状態で放置されています。タイルやいろんなものも剥がれて大変危険という状況が続いております。この機会に熱中症対策として、水のプラザに併せてミストシャワーつきのソーラー屋根の導入なども一緒に検討いただきたいなというふうに思っております。

前段、遊具不足も指摘をしましたが、昨今広く整備が進んでいるインクルーシブ遊具も北勢中央公園には整備されていませんので、ぜひ障がいのある無に関わらず誰もが楽しめる遊具として、インクルーシブ遊具の導入も御検討ください。

また、既存の運動器具等の周辺に日陰をつくる施設がないのも気になって

おります。熱中症対策として遮熱や遮光などを計算し、近くに木を植え、木陰をデザインしたり、屋根をつくるなど、利用者目線の整備をお願いします。

このほか、緑や桜が自慢の公園ですので、広大な敷地を生かして季節の魅力ある花々を植えて、花の名所として、わざわざ足を運びたい公園にするのも魅力づくりと考えます。このすばらしいフィールドを生かしてぜひ大スケールの花園をつくってください。

また、P a r k－P F I 方式を導入し、若者の居場所や学びをはじめ、広く生涯学習や社会活動につながるような市民活動拠点の整備も御検討ください。複合型施設であれば、にぎわいや交流はもとより、大きく北勢地域の活性化に寄与できると考えます。ぜひよろしくお願いします。

また、ここでお礼も申し上げます。ちょうど6年前、私が菰野町議会の議員をさせていただいておるときですが、地元地域の老人会の皆さんと県に要望したグラウンドゴルフ場の設置ですが、いよいよ園北部の多目的広場にて開設いただけることになりました。時間はかかりましたが、聞き入れていただいたことに感謝申し上げます。本当にありがとうございます。この後はプレーされる方が安全に楽しめるよう、休憩室の設置などの環境整備もお願いします。

あとドッグラン施設も4月1日に運用開始されていまして、この場で宣伝もさせていただきます。

このほか、公園へ行くための地域公共交通の確保も課題であると考えます。関係市町と連携し、利用者の足の確保にも努められるよう、この場で要望いたします。

以上、老朽化対策や熱中症対策を含めた懸案、さらなる魅力づくりについて種々提案いたしました。北勢中央公園の魅力を最大限発揮できるよう取り組んでいただくことを御期待申し上げ、御答弁を求めます。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（上村 告） 県営北勢中央公園でございますけれども、御紹介いただきましたとおり、平成5年に開園した約40ヘクタールもの広さを

誇る都市公園でございまして、テニスコートや野球場、広大な芝生広場や大型遊具などを有しまして、来園者用の駐車場を複数備え、年間約15万人の皆様現在御利用いただいております。

一方で、開園から既に32年が経過し、議員から御紹介いただきました公園のシンボリックな施設で噴水を中心とした憩いの場である水のプラザでございますけれども、そういう施設で一部老朽化が大変進んでおりまして、現在各施設の修繕や更新を順次計画的に実施しているところでございます。

当公園の魅力向上に向けまして、利用者のニーズを基に様々な取組を進める中で、令和2年度には、自然探索エリア内に大型滑り台を設置し、令和6年度には、園内中央にある池を周遊できる園路の整備も行いました。

また、これも御紹介いただきましたが、今年4月には多目的広場にドッグランを整備し、また、今月下旬になりますが、より幅広い年代の方に利用していただけるように、新たにグラウンドゴルフエリアについても開設を予定しております。

ほかにも、花とみどりの三重づくり基本計画に基づく桜の植樹による花の名所づくりや、指定管理者によるマルシェの開催、蛍の観察会など、様々なイベントなども定期的に開催をしているところでございます。

現在、水のプラザの広場の修繕を進めておりまして、引き続きベンチをはじめとする園内の老朽化した施設の修繕や更新を行うとともに、誰もが楽しめるインクルーシブ遊具のような整備についてもしっかりと検討していきたいと思っておりますし、その中で熱中症対策についても併せて考えていきたいと思っております。

また、来園者のにぎわいや交流の創出につきましても、利用者のニーズを踏まえて、Park-PFIなどの民間活力の導入も視野に入れて検討していきたいと考えております。

さらにこれらの公園の魅力向上によりまして、今後自家用車以外の来園者が増加した場合には、関係市町と連携しながら、来園者を円滑に受け入れるために必要な環境整備も検討していきたいと考えております。

今後も指定管理者と連携しながら、まずは施設の更新、充実を図るとともに、様々なイベントなども実施して、幅広い世代に魅力あふれる公園を提供できるように取り組んでいきたいと思っております。

〔４番 伊藤雅慶議員登壇〕

○４番（伊藤雅慶） 先ほどは御丁寧に御答弁ありがとうございました。

十分御理解をいただいたなというふうに受け止めておりますので、もうあまり重ねて言うこともないかなと思うんですけども、あくまで僕は地元ですので、長いこと見てきて、噴水とかあいった魅力的なものを設置していただくのがゴールになっておるような気がします。あくまで手段、やっぱり目的は、先ほどの都市公園のときの三重県の発信の中にあつたように、しっかり使っていただくこと。そこと、もう一度そういう原点に立ち返っていただけたらありがたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

関係市町と連携して魅力ある公園づくりを力強く、引き続き推進いただくようお願い申し上げ、次の質問に移ります。

続いて（２）になります。

防災、防犯、熱中症等の対策強化を。

さきに申し上げたように、災害時の防災拠点にもなる北勢中央公園ですが、四日市市では、県と同様にヘリコプターの離発着場や消防職団員の活動拠点として位置づけるだけでなく、避難場所としても指定しています。また、イベント開催中に大規模災害が発生する可能性も加味すれば、有事に備え災害時トイレや多機能ベンチなども整備すべきと考えます。防災機能強化についても伺いをいたします。

このほか、Wi-Fi整備も必要と考えます。平時は公園利用者の利便性向上にもなり、有事には情報提供、情報共有に大きく役立ちます。通信インフラは重要なライフラインでもありますので、整備を求めます。

また、防犯カメラの増設も必要と考えます。盗難等の理由で一部設置をいただいたというふうに伺いましたが、公園内には目が届かない箇所がたくさん

んございます。犯罪抑止や事故発生時の情報収集の手段として、さらなる整備を求めます。

これがちょっと一部ですが、（パネルを示す）今回はパネルを少なくしました。左、これは池の辺りのところなんですけれども、空を、少し上を見ていただくと見えるんですが、外はもう随分と暗くなります。防犯灯もございません。こういうところがたくさんあるということを御理解いただきたいのと。

右にせっかく防犯灯というか、街灯があるのに電気をつけておられない。また、つけておる位置は、全然違うところは非常に明るいところもあります。バランスを見ても、ちょっと確認を取りましたら、大きな意味はないですということであつたです。そういったところも利用者の安全というのをしっかり考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。防犯カメラもそうですが、防犯灯の増設も考えてください。

加えて、危機管理上、先ほども申し上げましたが、熱中症対策を強化いただきたいと思います。木陰の拡大やミストシャワー、屋根の設置、あと自動販売機の増設、ちょっと自動販売機も少ないものですから、考えていただきたいというふうに思います。あとクーリングシェルトの整備、これも休憩所と兼ねたらどうかなというふうにも思いますので、よろしくお願いします。安全・安心な公園づくりをぜひ進めてください。

あと加えて、園内の放送設備等も整備すべきかなというふうに考えております。もしかしたら整備していただいておりますのに一回も聞いたことがないのやもしれません。平時、有事共に有益な情報があると思います。防災拠点であることも意識し、もし整備されていなかったらぜひ整備していただきたいというふうに思います。

以上、防災、防犯、そして熱中症対策等の危機管理の強化、さらには情報保障、情報伝達体制の充実に向けた整備について御答弁を求めます。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（上村 告） 県営北勢中央公園でございますけれども、四

日市市の地域防災計画において、指定緊急避難場所に指定されておりまして、防災上重要な役割を担っております。また、大規模災害発生時におきましては、公園利用者にとって安全・安心を与えられる施設としての役割もあると認識をしております。

まず、防災対策につきましては、公園内の遊歩道や休憩所としてのあずまやなど、災害発生時に避難した人が円滑に園内を移動して各施設が利用できるように、日頃から指定管理者による施設の点検を行っております。また、今後の施設の更新時には、災害時の利用を想定しまして、かまどベンチなどの防災の視点も踏まえた施設整備が必要であると考えており、しっかり検討していきたいと思っております。

また、防犯対策については、来園者が安心して公園を利用できるように、指定管理者による巡視や植樹管理による見通しの確保などを行っております。より一層の安全・安心の確保や犯罪の抑止のために、管理棟や駐車場などを中心に防犯カメラを設置しておりまして、昨年度も増設して監視の強化に努めておりますけれども、これにつきましても、現状を踏まえてまた今後検討もしていきたいと思っております。

熱中症対策については、近年最高気温が35度を超える猛暑日が増加傾向にあることから、簡易的ではございますけれども、令和6年度にテニスコートのベンチに日よけとか、管理棟前にミストシャワーを設置して園内での体調管理にも留意しているところでございます。今後も利用者のニーズを把握しながら、新たな日よけやミストシャワーの増設なども検討したいと考えております。

今回、議員のほうからもたくさん御提案いただきましたので、引き続き指定管理者と連携しながら、災害発生時にも公園施設が適切に活用できるように、日頃からの維持管理や施設更新をまず行うとともに、安全かつ快適に御利用いただけるように、防犯対策の強化、熱中症対策にもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○４番（伊藤雅慶） 御丁寧でまた前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございました。

十分現状は御理解いただいたかなというふうには御答弁で確認させていただいたので、ぜひスピード感を持って、日々利用者の方がお見えになりますので、できるだけ早くよろしくお願いします。

それでは、最後の質問になります。

（３）道路ネットワークの充実と新たなアクセスルートの整備を。

最後に、防災拠点としての機能強化や地域課題の解消、そして公園利用者の増加につなげるため、道路ネットワークの充実と新たなアクセスルートの整備を提案いたします。

北勢中央公園のアクセスルートは、パネルをこのまま出ささせていただいております。（パネルを示す）現在いなべ市からのルートと四日市市からのルートと菰野町からのルートの主に３ルートあります。赤く点線をつけていただいたこの三つとなっています。特に菰野町のこの辺りのルートでは、集落内の狭い生活道路を通る必要があり、場所によっては車両の擦れ違いが困難であります。このルートについては、まずは拡幅等必要な改善を図ってください。

その上で、県として将来的な視点で御検討いただきたいのが周辺の道路ネットワークの充実、そして、それに合わせた新たなアクセスルートの創出であります。地図を使わせていただきます。どれを言うておるのやと言うと、この薄紫の線になります。こういう流れをつくってあるんですが、そしてまた公園に向かうのは、ここのところになります。

概要を申し上げますと、国道306号や県道四日市菰野大安線、いわゆるミルクロードに接道する県道千草永井線及び県道永井保々停車場線を生かして県道を先ほどの朝明川左岸道路に接道する。これが左岸道路でありますので、この左岸道路に接道することで、東員インターをはじめ北部地域との交通を円滑にするものです。

そして、その際、先ほども言いましたようにちょっと薄い紫の線ですが、

北勢中央公園まで道路が延伸させられれば、今より安全で円滑な道路環境が実現すると思います。

このルート整備は国道306号や先ほどのミルクロード、県道四日市菰野大安線の渋滞緩和、そして生活道路の交通量の減少、この道路がこちらの永井保々停車場線へ行くと、集落を通らせていただくときに、非常にここも道路幅が狭いです。擦れ違いができないところがたくさん出てきます。そういったところの減少、改善にもつながると思いますし、また、各インターチェンジ間の移動円滑にもつながります。

また、菰野町南部はもとより、四日市市や鈴鹿市方面からのこの公園へのアクセス向上にも期待できます。公園利用者の増加や防災拠点としての機能強化にも寄与すると思います。公園利用者、地域住民、そして道路利用者の皆さんが安心して利用できる道路環境をぜひ整備していただきたいというふうに思いますので、これは前向きな御答弁をぜひよろしくお願いします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） ただいまお尋ねのありました県営北勢中央公園へのアクセスルートの整備等について御答弁させていただきます。

菰野町側から北勢中央公園へのアクセスルートにつきましては、我々、道路案内標識で国道306号や県道四日市菰野大安線、これは通称ミルクロードと呼ばれている道路でございますけれども、こちらから県道田光梅戸井停車場線を経由するルートを案内させていただいております。

県道田光梅戸井停車場線につきましては、未改良区間が残っておりまして、議員御指摘のとおり線形が悪く、狭隘な区間があることから、北勢中央公園へのアクセスを含め車両の通行に支障を来していることは認識しているところでございます。

県道田光梅戸井停車場線の狭隘区間の拡幅でございますけれども、こちらの拡幅を進めていくためには、もう議員も御承知かと思いますが、沿道に人家が連檐している箇所もありますので、地域の皆様の御理解や貴重な用地の御提供など、地域の方々の御協力が必要不可欠となります。そのため、

まずは菰野町や地域の皆様のニーズや思い、あとは沿道の土地利用の状況などの確認を進めてまいりたいと考えております。

また、道路ネットワーク強化でございますけれども、北勢中央公園へのアクセスを含めた道路ネットワークの改善につきましては、菰野町や四日市市、いなべ市、東員町を含めた広域的な道路交通の課題を整理することも必要であると考えております。

現在議員の御地元の菰野町では、国道477号の菰野バイパス、これも平成20年から進めておりまして約38億円の事業費でございます。その他一般国道306号の田光の辺りでは交通安全対策、これも令和9年度完了を目指して今進めています。あと今年度からは四日市菰野大安線の歩道の整備、こちらはそんなに大きな規模の事業ではございませんけれども、事業を進めているところでございます。

また、御提案いただきました新しいルート、こちらにバイパスをつくろうとしますと、一部朝明川を渡るところ、朝明川もそれなりに川幅がありますので、大規模な橋梁が必要となり、それなりの事業費も必要になってくるところでございます。まず、我々といしましては、四日市建設事務所及び桑名建設事務所管内の事業の進捗状況を踏まえまして、菰野町や周辺地域の皆様のニーズを確認の上、周辺道路ネットワークの改善の必要性について検討を深めてまいりたいと考えております。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。

先ほどおっしゃられた狭隘な道路の拡幅の件、菰野町のルートですけれども、地元の自治会長さん、区長さんにもちょっと御相談をさせていただいたら、一番狭くなっているところの方については、お話の内容によりけりで協力させていただくというふうな声もいただきましたので、全体を確認していただいてよろしく願いいたします。

そういったところと、他方、南ルート、いわゆる新たな道路の創出、あるいは道路ネットワークの充実については慎重なお話ですし、さらには現状い

ろいろと庁内あるいはその地域でやっていただいておりますことも十分理解して感謝も持っておりますし、さらにこれからもう予定をさせていただいてお世話になる部分もありますので、そういったことは当然理解はしております。

しかし、その上で、また将来的なというふうにと言わせていただきましたので、そういった公園の魅力づくりと並行して、そういったところも引き続き御検討いただきたいなというふうに思いますので、ぜひそういうふうになることを望んでおります。よろしくお願いします。

まずは一度とにかく菰野町のルートで公園に向かっただくと何が言いたいのかというのが非常に分かっていただけたと思いますし、本日の御提案を全部御理解いただけるかなというふうに思っております。積極的な改善をよろしくお願いいたします。

ここで以上種々の提案が実現して、老若男女問わず全ての県民に愛され、親しまれる魅力的な北勢中央公園になることを切に願いながら、最後に1点、知事にたくさん聞いていただきましたので、特に新たな通信インフラの関係では、命を守るということは知事もいつもおっしゃっていただいて、私もそれに共感もさせていただいております。そういう観点からもぜひ前向きな御答弁をお願いします。

○知事（一見勝之） 通信インフラですけど、山岳も大事だと思うんですけども、今、衛星携帯が大分普及してきています。今、通信インフラの整備は能登半島地震のときの反省に基づいて、町なかで津波が起こって通信設備、アンテナが倒れたときのためのアンテナ自体の強靱化を進めようという話になっています。

これを全部やりますと三重県で二十数億円、かなりの金額がかかるということで、全体では100億円近い金なんですよね。それをやっていかんといかんのですけども、県で負担するのはちょっとおかしいんじゃないかということで今三重県からほかの県に呼びかけて、何で被災をするところの県民の皆さんに負担を求めているかなあかんのでしょうかと。国が4分の3負担するんですよ。4分の1は県でということになっています。

○議長（藤田宜三） 答弁は簡潔に願います。

○知事（一見勝之） そこをまずやる必要があるかなと思っております。その上で山岳のほうも考えていくことになるかなということでございます。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 時間が来ましたので、ここで全ての質問を終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開

議

○議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。43番 中森博文議員。

〔43番 中森博文議員登壇・拍手〕

○43番（中森博文） おはようございます。本日は梅雨の晴れ間、何とか晴れと言うんでしょうけれども、自由民主党会派先鋒として登壇させていただきました名張市選挙区選出の中森博文でございます。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回は、ただいま放送中のNHK大河ドラマ豊臣兄弟におきまして、ドラマの主役であります羽柴秀長が頼りにした藤堂高虎の養子で、名張市の歴史と文化を広く発信する絶好の機会として藤堂高吉公のお話をさせていただきました。

本日は、高吉公ではなしに、先日6月6日ですか。藤堂高虎の命日であり
ます10月5日にいわれのあります藤堂藩五日会が主催の東京上野寒松院での
高虎公法要並びに墓参行事に津市、伊賀市、名張市にゆかりの地元議員、青
木、市川両議員と共に参加させていただきました。

寒松院の写真でございますが、（パネルを示す）寒松院は藤堂高虎のいわ
ゆる戒名の院号そのままの寺名でございます、家康公を祭る上野東照宮の
別当寺として、今からおよそ400年前の寛永4年、1627年に建立されました。

もう一つその墓参状況でございますが、（パネルを示す）高虎公だけでは
なしに、歴代の高次、高久などの高虎公を初代とする藤堂藩の藩主がずっと
並んでおります。上野と言えば上野公園があるんですけども、上野という
まちの名前も一説には伊賀上野の上野という名前が有力であるというふうに
伺っているところでございます。高虎公の墓参に参りました。

NHK大河ドラマ豊臣兄弟に最近4週連続で高虎が登場しております。滋
賀県や津市は既に紹介されておりますけれども、まだ伊賀市や名張市のゆか
りの地が放映されておられませんので、御期待をいただければと思うところで
ございます。

それでは、改めまして、本日は6月10日、時の記念日です。時間を大切に
したいと思います。

まず最初に、中東情勢を踏まえた高市内閣についてでございます。

昨年9月に史上初の女性自民党総裁が誕生して、自民党高市内閣が発足し
てはや8か月が経過しました。前回の質問も8か月前にさせていただいてお
りますけれども、この間、ウクライナ情勢、ガザ地区ハマス情勢、イランホ
ルムズ海峡情勢など、厳しい国際情勢や、原油高をはじめ賃金の伸びを上回
る物価高、シンナーをはじめとする様々な材料の滞り、慢性的な人手不足な
どの国内情勢の下、責任ある積極財政を掲げ、7年度での大型補正予算や8
年度当初予算での対応が進められております。

一方、経済産業省の中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のための
タスクフォースは、去る4月30日、中東情勢を踏まえた燃料油、石油製品や

重要物資の安定供給確保に関するコメント発信しております。また、国土交通省も、5月11日、中東情勢の変化を踏まえた住宅関係への対応について発信をしているところでございます。

厳しい中東情勢によりホルムズ海峡での日本への安全運航が支障を来しておりますけれども、先月25日、ようやく日本へのタンカーが伊勢湾シーバースに到着しましたけれども、安定運航にはまだまだ日数がかかるものと考えております。

時を同じくして、高市内閣は、中東情勢を踏まえ、3.1兆円を超える規模の予算を表明されました。中でも電力やLPGガスの利用者支援など、地方の実情に応じた支援の財源措置のうち1000億円程度が重点支援地方交付金となっていると伺っております。

そこで、質問は、中東情勢を踏まえた高市内閣の取組姿勢について、併せて、今回成立した国の補正予算に関しまして、三重県において石油関連となります光熱水費の電気使用料の高騰軽減対策等、県民に対し緊急かつ直接関係する補正予算案の編成等、知事の御所見をお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 8日に米軍の対戦車ヘリ、アパッチがホルムズ海峡付近で撃墜をされまして、また、米軍がイランの軍事基地を攻撃し始めるということでもありますので、中東情勢は引き続き混沌としています。加えて、御案内のようにイスラエルとレバノンの問題もあって、なかなか先が見通せやへんというところで厳しい状況になります。

加えて、一部報道によりますと、イランはホルムズ海峡だけではなくて、バブ・エル・マンデブ海峡の封鎖も企図しているということでもありますので、そうなると随分長引くという気がしております。

これを受けて、もう御案内かもしれませんが、県では3月27日、ほかの県に先駆けて三重県中東情勢の変化に伴う対策本部というのを設置させていただきました。それで、資金繰りや融資に関しての相談窓口も直ちに設けております。

相談件数は先週の段階で8件ということで、将来的な資金繰りの相談が多かったということでございますけれども、議員から御質問いただいた順番がちょっと逆になりますけれども、県のほうではしっかりと対応していくということでやらせていただいております。

加えて、今議会に提出をさせていただいてまして、これから御議論をいただきます補正予算もつくらせていただいております。これは全国で三重県を含めて8県ほどしか実は補正予算をつくっておりません。そのうちの一つが三重県ということですが、中小企業、農水産業者の方、それから交通貨物事業者の方への支援というのをしっかりやらせていただこうと。

主に資金繰り支援でございますけど、それ以外の事業者の方々も困っておられるところがたくさんあるというふうに思いますので、意見交換、連絡調整会議を設けるためのそういう仕組みもつくっております。ぜひ御審議をいただければありがたいと思っておりますのでございます。

国のほうでも対応するというので、県に先駆けること3日でございますが、3月24日に関係省庁によります中東情勢に関する関係閣僚会議を現内閣、政府が開かれまして、関係省庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省などなど、今の状況の把握もされておられます。

今、目詰まりと国は呼んでおられます。この間、尾崎官房副長官にお会いしたときに目詰まりの話もお伺いして、私から申し上げたのは、目詰まりと言うとちょっと国民にとって分かりにくいので、在庫の積み上げが、これは違法でないところもあると思います。

なかなか入ってこないもので、これは企業においても、あるいは家庭においても在庫の積み上げをやっつけていかれるので、それもあると思うんですが、仮に値上がりを待って積み上げておられるような適切でない取引があるのであれば、これは国交省もそれから経産省も両方対応するというのでやっておられまして、国交省に関して言いますと、ナフサがなかなか入ってこない。これは経産省もそうなんですけど、国交省には9000件ほどその問合せがあるということでございます。

ただ、総理はマレーシアと今日にもお話をされるということでございまして、そこの合意ができますとナフサがマレーシアからも入ってくるということで、中東以外の原材料の入手というのも意図しておられるので、そのうち落ち着いてくるかなと思います。

ただ、問題は価格の高騰であります。それと、もう一つは、アジアにおいて石油備蓄、日本の場合は石油備蓄が今回の紛争が起こる前は254日分ありましたが、今それを放出して202日分ということになっております。まだ200日を超える備蓄はあるんですけど、アジアではフィリピンは53日分と言われています。ベトナムは30日分と。そういった国々に実は日本は原材料を頼っているところがありますので、そこで石油がなくなってくるとなかなか厳しくなるので、アジアでどうやっていくかという話はこれから考えていただく必要があらうかと思っています。

国としては、例えば医療用の手袋についての放出とか、様々な対策はやっていただいていると思いますが、価格が高騰している部分があるので、そこを今回の補正予算でも対応していただくと。予備費の積み増しの部分が大きいんですけども。

今回6月5日に成立しました補正予算、この補正予算に対応するものは、実は今回私どもが議会に提出しているものの中に入っておりませんので、追加ということになりますけれども、なるべく早いタイミングで提出をするように準備を進めていきたいと思っているところでございます。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） ありがとうございます。よろしく願い申し上げたいと思います。

もう1点、住宅関連のことでございまして、中東情勢を踏まえた石油製品の供給確保が滞っている中で住宅の引渡しが遅れたり、設備を変更したり、いろんな関係でいわゆる完了検査が終わらないと融資をくれないとか、そんな事態が現実起こってしまっていて、これはまた国交省のほうからも通達というか支援を、柔軟な対応という形でありますので、県の対応をお聞きしたい

と思います。建築確認申請に係る完了検査等の関係で県のお考えをお聞きしたいと思います。

○**県土整備部理事（上村 告）** 先ほど議員のほうから御質問をいただいた柔軟な対応についてでございますけれども、今般の中東情勢の悪化によりまして石油ナフサを原料とする断熱材などの建築資材やユニットバスなどの設備機器の供給状況を踏まえまして、原料の異なる建築資材等への変更を行う事態や、一部設備等が未設置の状態で工事を完了し、完了検査申請が行われる事態が想定されております。

これらのことに対して、国土交通省からは、令和8年4月13日に完了検査の柔軟な運用といたしまして各都道府県に通知が発出されており、その中で建築資材等の変更手続や完了検査を速やかに実施すること。また、一部の設備等が未設置であっても、建築物の法適合性に支障がない場合には工事完了と扱うなど、柔軟な対応を求めています。

本県では、この通知を受けまして、四日市市ほか7市の特定行政庁及び指定確認検査機関には既に通知は行っております。今回現状での対応状況等について、これらの関係機関に聞き取りを行ったところ、断熱材などの建築資材の変更や設備機器の納期遅延に関する相談事例のほか、トイレなどの一部の設備機器が未設置の状態で検査済証を発行した事例が幾つか確認されました。

また、これらの事例について、今月1日、関係機関が参加する会議におきまして情報共有を行い、完了検査等の柔軟な運用について再度周知徹底を行ったところです。

今後も社会情勢や現場状況の把握に努めながら、完了検査の円滑な実施に向けて関係機関と連携を図るとともに、当該通知の趣旨を踏まえ、個別相談があった際には丁寧に対応していきたいと考えております。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○**43番（中森博文）** ありがとうございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。いろんな状況においては、県でできることをしっかりとやってい

ただければありがたいのかなと思うところでございます。

さて、続けて質問を進めます。

前は酒造好適米の安定供給について質問させていただきました。早速の御対応をありがとうございます。感謝申し上げます。

改めて、伊賀米コシヒカリの話ですが、食味ランキング特Aということで4年連続11回目を受賞、受賞というか認められたということで取得ですか。非常にうれしい限りであります。

また、価格のほうですけれども、これは市場価格もいろいろありましようけれども、農家からすれば、農協からの生産者に支払われる令和7年度産米の概算金の価格も上がったということで生産者としては非常にありがたいのかなと、こういう状況でございます。

併せて、一体生産者米価って幾らかかるのというコストの実態がなかなか分からなかったということが令和7年4月時点で60キロ当たり1万9860円であったと。令和8年4月は2万535円と公表されたということで、生産者にとっても一つのラインというのが分かったと。

消費者米価とは違いますので、一概にこれが高いか安いかは評価できませんけれども、この値段段というのは農家にとってはコスト指標をしっかりと大切にしないといけないということと、作業の効率化を図っていかなくてはいけないのかなと、こんなふうに思っているところであります。

私も米づくりをさせていただいておりますので、ドローンを使った農薬散布というのはよくある話なんですけれども、最近はスマート農業の中の自動で真っすぐに走るトラクターの話、ちょっとこれは自慢話じゃないんですけど、紹介したいなと思って、（パネルを示す）これが真っすぐ走るんですね。これはハンドルを持っていないけれども、ハンドルを持つ必要はないので、右手に、そこにちゃんと指令しておけばこのトラクターは真っすぐ行くと。

どんな感じで行くかという、（パネルを示す）右手にモニターがありますので、右手を見ていただいたら分かります。あれはトラクターが順番に確

実に行っているという様子が運転席で分かるというシステムがありまして、
（パネルを示す）結果こんなにすごくきれいに真つすぐ、私の運転だったら絶対真つすぐにできないですけども、さすがにすごいなと。機械に頼んだほうがよりきれいにできるというのを紹介させていただきました。

（パネルを示す）これが気持ちよく、こんなのを人が見たら本当に評価が高いなということで、運転の技術は別として、こういうようなスマート農業の一面でございます。そんなことを、自慢話じゃないんですけども、こういう時代になったのかなというふうに思うんです。

最近はより進んで、一定のエリア内の自動操作でこのシステムが鈴鹿のほうでR T Kシステムというんですか。そういうのが普及する動きをお聞きしまして、伊賀地域でもどうやなんてこんな話がありましたけど、さっぱり分からなかったので勉強してきたら、リアルタイムキネマティックというシステム、G N S衛星という、G P Sやらは知っていますけれども、みちびきという複数の衛星によって基地座標と基準局を調整して数センチ単位、センチメートル単位で測位するという方式だそうです。

そこで、今回農作業を効率的に進めていくためのスマート農業の普及は不可欠。その進捗に向け、どのように県が取り組んでいくのか。併せてR T Kシステムの導入について当局の御所見をお伺いします。

〔枅屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枅屋典子） それでは、水田農業におけるスマート農業の推進ですとか、R T Kシステムの導入について御答弁を申し上げます。

スマート農業は、情報通信技術やロボット技術などを活用し、生産性向上と人手不足への対応を同時に実現できる新しい農業の取組として重要性が高まっております。県内の米づくりの現場におきましても、担い手農家を中心に、先ほど御紹介いただきましたような自動走行トラクターなどの導入が進んできております。こうした中、県では国の補助事業等を活用して、スマート農業機械の導入を希望する担い手農家等を支援しているところでございます。

また、担い手農家等がスマート農業技術を効果的に活用できるよう、農業研究所におきまして、ドローンの自動飛行による農薬散布の実証ですとか、衛星画像を活用した生育診断に基づく小麦の適正施肥の実証ですとか、精度の高い気象予測データを活用した水稻の最適な収穫時期の予測技術の開発などに取り組むとともに、普及センターを通じまして県内の生産現場への導入を進めているところでございます。

併せまして、こうしたスマート農業技術の効果が最大限に発揮できるよう、水田の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備にも取り組んでいるところでございます。

また、先ほど御紹介いただきました位置情報をセンチメートル単位で高精度化できるRTKシステムにつきましては、自動走行トラクターによる耕うんやドローンによる農薬散布などの作業の効率化、それから燃料使用量の削減にもつながり、生産効率のさらなる向上が期待できる技術と認識しているところでございます。

現在農業機械メーカーやJA等が県内にRTKシステムの固定式の基準局を設置して、農業者向けにサービスを提供する事例ですとか、あるいは農業者が設置できる移動式の基準局も出てきているところでございます。こうした固定式や移動式の基準局につきましては、国の補助事業等を活用しながら、導入を支援してまいりたいというふうに考えております。

今後も引き続きスマート農業の新たな技術開発や現地での実証を進めるとともに、農業者や地域の実情に即して、スマート農業を積極的に推進することで本県水田農業の生産性や持続性の向上につなげてまいります。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） ありがとうございます。

このRTKシステムというのは、もちろん農業だけではなく、土木とか、公共事業とか、林業とか、他用途に使えるそうでございますので、こういう活用は農業だけではなくこれからどんどん進んでいくのかなと。よろしくお願い申し上げたいと思います。

続けて質問を進めます。

インド共和国とのビジネス交流についてです。

一昨年2月、駐日インド大使が三重県議会へ訪問いただきまして、インド共和国との友好議員連盟の設立を希望されました。以来準備を重ねておりまして、昨年6月に三重県議会で日印友好議員連盟の設立の運びとなったわけであります。

昨年9月22日、折しも開催中の大阪関西万博インドパビリオンにおいて、インド・三重デイというのをしていただきまして、招待された経緯もあります。せっかくですので、写真を。（パネルを示す）知事も写っていますが、お許しをいただいて、このように親しくインド・三重デイの行事ができました。私も写真に写らせてもらいました。

そのときも非常に友好的なお話いただきましたので、このたび1月にインド共和国に訪問させていただきました。目的は、急速な経済成長と技術発展を遂げるインド共和国における産業、人材、教育分野の実情を把握し、三重県企業進出や人材交流等の可能性について現地調査をしてまいりました。

中でも、インド商工会議所連盟、F I C C I というんですけども、そこにおきましての意見交換は大いに参考になりました。（パネルを示す）写真を御覧いただいて、議連のメンバーもたくさん写っておりますけれども、盛大というか、向こう様は非常に関心の高い様子がこの写真でもうかがえるかなと思います。

三重県は、自動車関連産業をはじめとするものづくりの集積、半導体関連企業など、多様な強みを有しております。今回の視察において、三重県企業との連携に対する強い関心が示されました。県としても経済交流の窓口機能を強化し、企業間のマッチングや情報提供体制の整備を進める必要があるのではないかなと我々は感じたところでございます。

また、帰国後、早速3月に議連の役員有志によりまして駐日インド大使館を訪問し、新しく就任されましたナグス・M・マリック駐日大使や首席公使に視察結果の報告をしてまいりました。

また、その次の写真でございますが、（パネルを示す）県議会からも何人か出席をさせていただきました。その席で駐日インド大使の三重県来訪の実現に向けた要請をさせていただきますとともに、県内企業のインド展開の促進を目的としたインドセミナーの開催について取り組んでいく方向性を共有したところでございます。

そこで、今回の質問は、インド共和国とのビジネス交流に関するインドセミナー in 三重（仮称）ですけれども、開催について当局の御所見をお伺いします。

〔森吉秀男雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（森吉秀男） 中森議員をはじめ、日印友好議連連盟の皆様、積極的な活動をありがとうございます。

県のほうでは、県内企業の海外展開をしっかりと支援させていただいております。特に南アジア、インド市場でございます。14億人を超える巨大な人口、そして東南アジアを上回る成長ということで、大変魅力的な地域でございます。名張市に本社を置きます耐熱特殊塗料のメーカーもインドでしっかりと活動していただいていることも承知しております。

一方、短期間でいろいろな手続、制度が変化する。また、地域によりまして行政手続の資料提出が異なるなど、行政手続の煩雑さ、商習慣の違い、そういう課題もあると認識しておりまして、現在現地に進出する県内企業は数社にとどまっているような状況です。

このような認識の中でございますが、その魅力、メリット、課題、不安、リスクが両面あるものの、県内企業の皆様にとっては、インドを含めまして海外展開についてしっかりと研究検討していくべきだと考えております。今後インド市場を含めまして、海外展開先を検討する際の参考になるよう、セミナーの開催などを検討してまいりたいと考えております。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） ありがとうございます。

ぜひともインドセミナーの開催をよろしくお願い申し上げたいと思います。

その際には、大使も来ていただいて、我々議連の勉強会もさせていただきたいなと思っているところでございますので、併せてよろしく願いいたします。

先ほど御紹介もいただきましたけれども、三重県からインド共和国へ進出している企業に我々も訪問してまいりました。一つが自動車用のワイヤーハーネスの製造販売を展開しておりますSWSインディア、住友電装さんは今後も成長潜在性は高く、住友電装としても重要な戦略拠点として位置づけられているというお話もいただいたところであります。

さらに現地に進出しております今御紹介の名張の話から、日本企業のホンダ、スズキ、カワサキ、ヤマハ等をターゲットにしてオキツモペイントインディアの駐在員からも意見交換をしてまいりました。

インド共和国というのは、若年人口の豊富さというんですか。そもそも人口が多いんですけれども、15歳未満の人口は何と3.6億人と。ちょっと桁外れの人数がおられるんです。力強い経済成長を背景に、製造業、IT、半導体、EVなどの他分野での世界的な存在感をどんどん高めているところでございます。

また、高市首相は、昨年10月にモディ首相との会談で、政治的安定の下、日印特別戦略的グローバルパートナーシップの新たなゴールデンチャプターを築いていくと、このようなコメントも発せられまして、この際、地方自治体にとっても具体的な連携を高める好機であるというふうに感じているところでございます。

そこで、三重県としても、インド共和国とのビジネス展開に関心のある企業への支援策について、県としてのお考え、当局に御所見をお伺いします。

○雇用経済部長（森吉秀男） 現在もインドを含めまして県が事務局になりまして、ジェットロ様、そして県内の金融機関様等をはじめとしまして、三重県国際展開支援窓口というのを設置しておりまして、きめ細かな情報提供とか相談対応を行っております。

また、加えまして、現地での展示会などへの出展、商談会への参加、こう

いうものは海外展開支援補助金というもので支援しております。今後も海外市場の状況に関する情報提供、相談対応、そして海外販路拡大への取組を支援してまいりたいと思います。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。

インド共和国は、人口のお話もしましたが、全体の人口が多い中で3%から8%の人たちが実際活動しているという実態がございます。残りの方は全然見えないという状況なんです。でも、数%といえども、パスポートを持っている方が3%としてもすごく人数が多い。

観光も、日本へはやや少ないですけど、来ていただいていますけれども、何がネックかなということを知ったら食事ですね。これはベジタリアンという表現がいいかどうか分かりませんが、食の内容が違うので、お肉の種類が違ったり、あるいは味つけも違いますよね。日本のインド料理へ行ったらおいしいんですね。これだけおいしいインド料理というのは日本で食べるレストランはおいしいんです。

不思議なものですけど、そういう意味では観光に力を入れるためには、そういうことも配慮して、何か印をしてあるんですよ。レッテルを貼ってこれは大丈夫とか、大丈夫じゃないとか、肉の関係が入っていると入っていないとか、そんな感じで割と合理的にスーパーマーケットでそうなっていました。そんなことでよろしくお願い申し上げたいと思います。

続けて質問をします。

空き家対策その後です。これも前回質問させていただいたので、くどいんじゃないかというような内輪もいたんですけど、なかなかこれは大切なことですし、県内の各関係団体も非常に気にされておりまして、宅地建物を取引されている関係者であったり、住宅を改修する業者さんであったり、古民家を思い、いろんなことをされている方であったり、移住促進のためにいろんな方であったり、共通するところはここにあるのかなということで今回も質問させていただきたいと思います。

前は耐震性のない空き家の除却に対しまして、市町に間接補助を行っておりますけれども、補助を始めた平成28年度以降10年間上限額を据置きと。このことについてはいかがかということで、早速当初予算において、近年の人件費や物価上昇を加味した額に見直していただいたところであります。4月以降耐震性のない空き家の除却に対しまして、現状どうなっているのか、当局の御所見をお伺いします。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（上村 告） 耐震性のない空き家の除却についてでございます。

既に御承知のことではございますけれども、本県では、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅のうち、耐震性のない空き家の除却に対して、国、市町と連携しまして補助を行っております。この取組は、空き家が放置され危険な状態になることを防ぐだけではなく、地震発生時に空き家が倒壊し、道路を塞ぎ、避難や救助活動等に支障を及ぼすことを防ぐという防災上大変重要な取組であるとも考えております。

これまでの補助制度の活用状況でございますけれども、制度を創設した平成28年度の補助実績が146戸であったのに対しまして、令和7年度には883戸となり、6倍以上に増加をしております。旧耐震基準で建築された住宅の老朽化が進む中、昨今の地震被害等を踏まえ、除却した上で建て替えや住み替えを選択される県民が増えておりまして、本制度に対するニーズは年々高まっているものと考えております。

こうした状況を踏まえ、先ほども御紹介いただきましたが、近年の人件費等の上昇による除却費用の高騰を踏まえ、県では令和8年4月から補助上限額を5万1750円から10万円に引き上げ、その結果、国、市町と合わせた補助上限額は20万7000円から40万円となりました。また、この拡充に対応するため、県の当初予算においても、前年度から5400万円余りを増額し、約9700万円を確保しております。

これに伴う市町の対応状況につきましては、今回県と同様に補助上限額を

引き上げた市町が9市町、さらに今年度の引上げを検討している市町が2市町となっております。今後市町から四半期ごとの補助実績報告を基に、制度の活用状況を適切に把握して、事業のより一層の推進に努めていきたいと考えております。

耐震性のない空き家の除却は、空き家対策と地震発生時の防災対策を同時に進めることができる有効な取組と考えております。このため、県としても、引き続き市町に対して補助上限額の引上げを働きかけるとともに、市町と連携しながら制度の活用促進を図り、安全・安心な住環境の確保と地域の防災力の向上に取り組んでいきたいと考えております。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） ありがとうございます。

どんどん活用していただいて、県内の老朽住宅、耐震性のない空き家の除却を進めていただいて、健全な町並み形成に努めていただければと思うところであります。

続けて耐震性のある空き家の活用ですけれども、これはまた地域資源として提案をさせていただいたところ였습니다。繰り返しますけれども、現在の補助制度では、リフォーム、移住・定住が補助要件となっております。2地域居住のための空き家のリフォームは対象外と。これは前にも言いましたけれども、なかなか難しい話ですけれども、今後市町からの意見を踏まえて補助要件の緩和について、県から国に要望していただけると伺っているところであります。

また、古民家活用、二拠点居住を応援するプロジェクト、スムヤドスムを前回紹介させていただきました。改めてスムヤドスムとは、居住と宿泊の建築的類似性を生かし、これらの機能がその時々ニーズに応じてシームレスに行き来できるようにするような考え方でございまして、常時はインバウンドのための日本家屋ならではの付加価値のある宿として活用していただいて、災害時は仮設住宅としての利用も可能で、リフォームされた空き家を大規模災害時の被災者住宅の備えとしてストックできるのではと御提案させていた

できました。近隣の岐阜県、静岡県、富山県では、先ほど申した災害時における空き家活用に関する協定が整ったというふうにも聞いているところでございます。

改めてもう一度要点を整理しますと、空き家、古民家をリフォームして移住促進としての空き家の活用、関係人口の創出施策として、二地域居住の住まいとしての活用、大規模災害への備えとして、被災者住宅対策のストックとしての活用、常時は居住以外のインバウンドための付加価値のある宿泊施設としての活用など、地域資源としての空き家の活用を述べたわけでありませう。

また、先日5月19日ですけれども、東京有楽町にいます公益社団法人ふるさと回帰・移住交流機構の理事長にこのことを話してきましたんです。くどい話をしてきたら、受けてくれましてというのか、聞いてくれまして、非常に関心も持っていただきました。こんな取組ができれば我々も非常にありがたいと、こんな高い評価を賜ったところでございます。

そこで、改めて地域資源としての空き家の活用策の提案に関しまして、特に二地域居住や被災住宅の対策など、その後について、当局の御所見をお伺いします。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（上村 告） 地域資源としての空き家の活用についてでございます。適切に管理されない場合には、この空き家については、地域に悪影響を及ぼすおそれがある一方、活用によっては移住・定住の促進や交流人口の拡大につながる貴重な地域資源になるものと認識をしております。

近年、先ほど御紹介いただきました都市部と地方部などの二つの地域に生活拠点を持つ二地域居住への関心が高まっております、関係人口の創出や地域コミュニティの維持、活性化につながる取組として期待をされております。

これまで県では市町の意見等も踏まえながら、二地域居住のための空き家のリフォームについて、補助対象となるように国に対して要望を行ってまい

りました。こうした中、国からは、市町が策定する空家等対策計画において、二地域居住を地域コミュニティの維持、再生に資する用途として位置づけることで、本拠地ではない住宅であっても補助対象とすることが可能であるとの考えが示されました。

この見解を踏まえて、本県におきましても令和8年4月から、二地域居住を目的とした空き家のリフォームを補助対象とするとともに、市町の空き家担当者を対象としました三重県空き家等対策連絡会議においてその旨の周知を行っております。その結果、県内においては、二地域居住への補助制度の活用に向けた検討を進めている市町もあり、今後市町が補助制度を活用する際には、財政的な支援に加え、必要な情報提供や助言を行っていきたいと考えております。

県としましても、引き続き市町と連携しながら、二地域居住をはじめとした空き家の利活用を促進するとともに、空き家が地域資源となるように、その有効活用につなげてまいりたいと考えております。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） 早速御対応いただきましてありがとうございます。

これを県内各市町に周知していただいて、関係人口ですけれども、いきなり移住とはなりませんけれども、そういう人口を増やすことによって、いずれは移住促進につながるものと思います。

私の地元でも、古民家というのか、有形文化財ですけれども、そこを改造して宿泊施設になって、今オープンしたんですけれども、よその人にお願いしたところなんですけれども、宿泊 *kyuchō* という、横文字で *kyuchō* という名前ですけど、そういうところをどんどんやっているところでございます。

こういう資源活用というのは、先日お会いした片山財務大臣にお聞きしたら、大臣のお言葉を借りれば、これらの取組はコストではなく投資と捉えて、1軒の古民家が再生されれば、そこに雇用、観光、移住、ひいては税収となって地域資源が活性化すると、このようにコメントをいただいて、私も自

信をいただいたわけでございます。そんなことでどんどん進めていただければと思います。

質問を続けます。

災害の話の続きですけれども、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生率が60から90％程度と言われる中、道路や河川、海岸、砂防など、県土強化の取組が進められているところでございます。今回は地元住民から不安の声もございまして、せき止めているダムの安全性について確認をさせていただきたいと思います。

言うまでもなく、ダムは利水、治水、水力発電など、様々な目的のため大量の水をせき止め、貯留しています。大規模地震などが原因でその機能が損なわれることがあれば、下流域の多くの生命、財産が危険にさらされることとなります。そのため、特にダムの安全性の確保は最重要視されている施設と考えております。

地元名張市にも青蓮寺ダム、比奈知ダムという二つのダムがございます。名張市のような内陸部の地域は沿岸部からの広域避難の受入先になることから、もしものことがあれば、流域のみならず避難先を失い、県内全体に大きく影響を及ぼすものとなってしまいます。ダム建設場所は地層など事前調査を十分行っただいて、耐震性についても十分な対策が取られているものと思います。

一方、今日新たな南海トラフ巨大地震などの大規模地震に本当に耐えられるのか。青蓮寺ダムは1970年の竣工から56年が経過しております。老朽化の状況や堆積土砂の撤去を含め、維持管理の状況など、安全性について当局の御所見をお伺いします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） ただいまお尋ねがありましたダムにおける大規模地震防災対策について御答弁いたします。

まず、ダムの耐震性能でございますけれども、ダムは河川法に規定された政令でございますけれども、河川管理施設等構造令に基づき、地震に対する

安全性を十分に考慮した設計施工が行われております。さらには国、県及び水資源機構の管理するダムにつきましては、大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）に基づき、想定最大規模の地震に対する耐震性能を確認しております。

国及び県の管理するダムにつきましては、南海トラフ巨大地震などの大規模地震に耐えられることを確認しておりますけれども、水資源機構の管理するダムにつきましては、現在照査を行っているところであると水資源機構から聞いております。

なお、河川法に基づいたダムにつきましては、阪神・淡路大震災、東日本大震災を含め、これまで大規模地震の発生に対し、構造上の致命的な被害は確認されておりません。

次に、青蓮寺ダムの維持管理でございますけれども、こちらの維持管理につきましては、ダム施設及び貯水池の維持管理状況、流水管理が適切に行われているかを確認するために、３年ごとに義務づけられているダム定期検査を令和７年度に受検しており、適切な維持管理がなされていると水資源機構から聞いております。

また、堆積土砂につきましては、毎年貯留地内の堆砂測量を実施しまして堆砂の状況を把握しており、ダム管理上必要に応じて土砂撤去を実施していると水資源機構から聞いております。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。これで安全性が図られるということを聞いて一安心でございます。

県内にも多くのダムがございます、県におきましては、いま一度関係部と連携しまして、県管理ダム以外のダムにつきましても、各管理者と情報を共有していただいて、引き続き安全確保に努めていただければと思うところでございます。

近年ダムの周辺の住民から、ダムの安全性についてなかなか情報が伝わっていないということで、本当に大丈夫なのかとか不安の声も聞いているとこ

ろから今回あえて質問させていただいたところであります。併せて地元住民のこうした声にも十分耳を傾けていただいて、適切な説明や情報発信を要望させていただきたいと思います。

さて、残りの時間を活用しまして名神名阪連絡道について質問します。

滋賀県、三重県両県の国会議員、地方議員で構成する名神名阪連絡道建設促進議員連盟の総会に続きまして、去る5月18日、令和8年度名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会総会が滋賀県で開催されました。

今年も事業計画書には、本会の目的であります沿線地域の産業経済の振興などに寄与するため、名神高速道路から国道165号までの間の早期整備が図られるよう関係機関に要望を行うこととなったとされております。整備促進の機運が大きく醸成されていると感じたところでございます。

そこで、名神名阪連絡道の検討状況について当局の御所見をお伺いします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました名神名阪連絡道路の検討状況について御答弁させていただきます。

名神名阪連絡道路につきましては、道路利用者からの意見聴取の妥当性や最適ルート帯の評価を目的といたしまして、令和4年11月に第1回名神名阪連絡道路有識者委員会を立ち上げまして、これまで3回の委員会を開催し、道路交通課題など様々な課題について有識者の先生方から御助言をいただいているところでございます。

その中で沿線道路利用者を対象に、地域特性、道路交通状況の課題を把握するために、令和7年10月から11月にかけてアンケートやヒアリング調査による第2回意見聴取を実施いたしました。現在は第2回意見聴取の結果を取りまとめているところでございまして、併せて名神名阪連絡道路が広域的な道路ネットワークにおいて果たす機能とその役割について、国からアドバイスや助言をいただきながら、滋賀県と連携して整理をしているところでございます。

今後意見聴取の結果や名神名阪連絡道路が果たす機能と役割を整理した上

で第4回有識者委員会を行い、有識者の先生方に御審議いただく予定でございます。引き続き、国、滋賀県と連携を密にし、名神名阪連絡道路の早期計画の具体化に向けて、県土整備部としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。進捗をお聞きました。引き続きよろしく願いを申し上げておきたいと思います。

続けて、伊賀地域の道路整備状況について質問させていただきます。

先日5月29日、令和8年度公共事業実施予定箇所に係る事業費など、国土強靱化分と合わせて事務所別に公表されました。高市内閣発足後、初めて責任ある積極財政の真価が問われる事業内容と理解させていただいたところでございます。ありがとうございます。

そこで、一つが名張川の橋梁工事着手を含め、一般県道上笠間八幡名張線、二つ目が完成間近の蔵持工区や上神戸新田工区などの主要地方道上野名張線、この2線について、予算規模を含めた工事概要等の進捗、御所見をお伺いします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました県道上笠間八幡名張線と県道上野名張線の現在の進捗状況について御答弁させていただきます。

まず、県道上笠間八幡名張線でございますけれども、こちらは奈良県宇陀市から名張市の国道368号に接続する一般県道でございます。当該路線の名張市薦生地区では現道の幅員が狭く、車両の擦れ違いが困難であり、また、八幡工業団地への通勤ルートや薦原小学校への通学路となっていることから、安全で円滑な通行に支障を来していることは認識しているところでございます。

このため、平成26年度より延長930メートルのバイパス整備に取り組んでおります。このうち名張川左岸側の約210メートルの区間が令和7年6月に完成しまして、これまでに380メートル供用したところでございます。

令和7年度からは名張川右岸側に工事着手いたしまして、令和8年度は薦原小学校への通学路の部分供用に向けて、小波田川左岸の荒田橋下部工事に着手するとともに、河川法の手続を得て、河川管理者との協議でございませけれども、荒田橋の西側に400メートルほど行ったところでございますけれども、薦生橋の架け替え工事にも着手していく予定でございます。

県道上笠間八幡名張線は地域の方々にとって重要な生活道路でありますので、今後も一日も早い完成に向けてしっかりと事業の予算を確保して進めてまいりたいと考えております。

続きまして、上野名張線でございますけれども、上野名張線は伊賀市古郡の国道422号から名張市黒田の国道165号に接続し、名張市市街地を環状に結ぶ機能を担う主要地方道路であると認識しております。

まず、蔵持工区でございますけれども、こちらは名張市蔵持町里地区から原出地区につきましては、平成14年度より延長650メートルのバイパス整備に取り組んでおります。令和7年度は道路改良工事やシャックリ川を渡河する橋梁の上部工工事に着手いたしまして、今年度令和8年度は引き続き橋梁の上部工事などを進める予定で、令和10年度の完成を目指してまいります。

また、上神戸新田工区でございますけれども、こちらは伊賀市の上神戸地区から名張市新田地区を結ぶ区間でございますけれども、一部区間で人家が密集しまして、幅員狭小かつ線形不良のため車両の擦れ違いが困難であるとともに、近鉄伊賀神戸駅や美旗駅へのアクセスが悪く、安全で円滑な交通に支障を来していること、こちらも認識しております。このため平成30年度より約1キロメートルのバイパス整備に取り組んでおります。

令和8年度は引き続き地域の方々とコミュニケーションよく取らせていただきながら用地買収を進めるとともに、用地買収が完了したところから名張市側から工事に着手していく予定でございます。今後も早期整備に向けてしっかりと事業を進めてまいります。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） ありがとうございます。

生活道路であり、これまで進めていただいております上笠間八幡名張線につきましては、進捗はようやくというか、名張川の薦生橋の架け替えはなかなか距離がありまして、これは非常に厳しいのではないかとというのが一般的な見方ですけど、ようやく着手していただけるという御返答だったというふうに理解しております、地元の方も期待が大きくなるのではないかと、このように思ったところであります。

上野名張線につきましては、各工区それぞれございますので、それぞれの進捗を引き続きやっていただいております。特に上神戸から新田地内に入るのは、この道ができることによって、昔々県が伊賀庁舎を建設する前からこの話があったんです。

伊賀庁舎の建設場所をあの場所にすると、要するに名張市民が庁舎を利用するのにどうなるのって言ったら、いやいや、上野名張線はきちっと道を整備するからということが名張市議会で発表されたというのを私の先輩から聞いた話で、あれから何年たったかは別として、いずれにしましても、この伊賀市地内の神戸地区は通行困難というのを聞いてございまして、そこを乗り越えていくということが大事なというふうに思っているところでございます。

本来でしたら国道368号の4車線化というところへ行くんですけども、予定の時間が迫ってまいりました。これにつきましてはもう十分予算をつけていただいたというのを理解しておりますので、どんどん進めていくと。もう繰り返し繰り返しこれは述べておりますので、これは感謝と御礼を申し上げながら、大きな期待をさせていただきたいと思います。

368号の延長は長瀬地区、それから下太郎生工区、1、2、3工区をお聞きしたら非常に予算がついていまして、1工区はもう完成するということで、太郎生の人には時間的短縮が図られるのかなと、こんなふうに思っておりまして、太郎生地区、津市の方も非常に喜んでいるのではないかなと、このように思います。

そんなことにつきまして、いよいよ最後の御期待に沿えるかどうかは別で

すけども、一句を申し上げたいと思います。今日は梅雨の晴れ間ということもございまして、「ふるさとに 積極財政 五月晴れ」と。「ふるさとに 積極財政 五月晴れ」と納めていただきたいと。ありがとうございました。

休 憩

○議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（津田健児） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（津田健児） 県政に対する質問を継続いたします。34番 小林正人議員。

〔34番 小林正人議員登壇・拍手〕

○34番（小林正人） 皆さん、こんにちは。自民党県議団、鈴鹿市選挙区選出の小林正人でございます。よろしくお願いいたします。

津田副議長、本会議において、デビュー戦、初めての質問をさせていただく光栄な立場を与えていただきましたこと、心から感謝いたします。

これを野村代表がぜひ言えというので、一番緊張しておりました。ここからはしっかりと質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず一つ目、県民から信頼される県行政の推進についてお聞きしたいと思います。

とりわけ、今回は、公務員のコンプライアンスの推進と人材育成についてであります。

御承知のように、昨今、公務員による不正事案が結構な頻度でマスコミ等に取り上げられております。本県においても例外ではなく、件名は申しませんが、信じ難い事件も多々起こっている状況であります。

公務員とは、改めてではありますが、地方公務員法第30条に、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」。

また、33条には、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とあり、多くの職員の方々は、この法令に準じて職務を遂行し、県民サービスの提供に努められていると思います。

ですが、前述しましたように、一部の公務員による不祥事により、県民の信頼を失墜していることも事実であり、信頼回復に向け、今後はいろいろな取組をしていく必要があります。

ここで少し、県内の懲戒処分者数を見てみますと、まず、県、市町、一部事務組合を含む全体では、令和5年度で44人、行為別では一般服務違反関係、信頼失墜行為等が最も多く18人、次いで交通事故・違反が11人、3番目が監督責任で10人、最後に、公務外非行関係、傷害、暴行、金銭関係のトラブルでありますけれども、5名となっております。

県単独では、こちらは令和6年度全体で19人、内訳を少し変えて言わせていただきますと、最も多いのが教育委員会で、法令違反、処分の重い順に免職5人、減給8人であり、次いで警察が全体で4人、知事部局が2人となっております。令和7年度は正確な数値は把握できていませんが、さらに増加をしているとのことであります。

また、懲戒処分とは別に分限処分というのがあります。分限処分とは、勤務実績がよくない場合や心身の故障によって職務の遂行に支障が出るなど、適格性に欠けると判断された場合に、公務員の身分保障の例外として免職になるというもので、こちらも県内全体では1205人、内訳としては、心身の故障がほぼ全ての1201人で休職、県単独では全体で469人、こちらもほぼ心身

の故障で休職、教育委員会が242人、知事部局が192人、警察が35人でありました。

これから懲戒処分と分限処分の現状を見て、今現在の思いと今後どのように対応、対処されていかれるのか。分限処分のほうは、特に心のサポート等が必要だと考えますが、それぞれ、知事、教育長、警察本部長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 昨今、不正事案、不祥事が相次いでおりまして、県内でも、例えば首長による道路交通法違反事例などもございます。また、県庁職員、あるいは市町の職員の事務処理ミスというのも出ているところでございます。

我々、特別公務員を含む公務員は、そうした事案に襟を正して、矜持を持って仕事に臨む必要があると思っております。

議員から御指摘いただいた県庁職員の不祥事に関しては、組織を管理する者として、県民の皆さんに御心配、御迷惑をおかけしていることについて深くおわびを申し上げ、そして、再発がないように対応していきたいと思っております。

何よりも大事なのは、議員御指摘いただいたように、コンプライアンスの推進でございます。

不祥事の中身を見ますと、議員からも数字を挙げていただきましたけど、公務外非行、これは窃盗でありました。これもよくないことではあるんですけど、個人的な犯罪というものを横に置いておきますと、事務処理の関係が、これは一番大事なところでありますけど、4件、令和7年度に懲戒処分を県は実施しております。4件のうち、20代、30代の職員によるものが3件と、多くを占めております。これは、そんなことをしたらあかんのは分かっているかもしれないけれども、結果がどういうことになるのかというのは分かっていない可能性があります。

それは私も海上保安庁の懲戒審査委員会の委員長もやりましたが、5年

間、そこに属しておりました。思いましたのは、人事筋におると、こういうことをやると、こういう結果になる。例えば重いのはもう免職になるわけですけど、というふうなことが分かりますと、あまりそうしたことをやらなくなる。人事課の人間というのは、あまり処分を受けることはないんですけど、逆に言うと、それ以外の人にも、こういうことをするとこんなふうな処分になるよということを言ってあげなきゃいけないんじゃないかということを私のほうからも、今回、私の経験に基づいて、県庁でもきちっとやろうよという話をしたところでございまして、特に若い職員の研修内容を充実して実施をしようということにしております。

eラーニングもそうですし、それから実際の研修も大事なんですけれども、ケーススタディー、例えば人の判こを勝手に押した。軽い気持ちで押してしまうかもしれません。民間企業だったら、そんな処分はないかもしれません。これ、有印公文書偽造になってしまう。刑法犯になってしまうというところが公務の厳しいところであります。ということも併せて話をせんとあかんよねということを言いまして、今、研修を充実させておるところでございまして。二度とこんなことが起こらないようにしたいと思っております。

私自身も、給与の改定時期を半年ずらして、給与を返上しておる部分でございまして。こういったことも職員一人ひとりに理解してもらって、自分が処分を受けると、そういうことになるんだということを分かっていたかどうかということが大事かなと思います。

それから、分限処分の御指摘もいただきました。メンタル疾患が最近増えております。実は県でも、メンタル疾患が10年前と比べると大分増えておる状態です。これは国と同じような感じで増えておりますので、一般的にそういう傾向だというふうに思いますけれども、1か月以上の長期休職者全体に占めるメンタル疾患の割合は、平成26年は51.1%でしたが、令和6年は75.2%に増えております。国も55.9%が69.7%ですから、国も増えてきているのは事実です。

メンタルヘルスを維持するためには、職員を守って負担軽減をしていかな

いといけないということで、いろんなことをやっています。職員の名札の表記を姓のみにする、名字だけにするというのは令和6年8月にやっていますし、それから、窓口の時間を短縮しようということで、今8時半から17時15分のを9時から16時にしたり、それから、通話の録音をするということで、8年度の上半期から、もう既に教職の現場では実施していますが、さらにはカスハラ条例もやがて議会に提出をさせていただきたいと思っておるところでございます。職員が心を病むことなく、仕事ができるように対応してまいりたいと考えているところでございます。

〔長崎禎和教育長登壇〕

○教育長（長崎禎和） それでは、教育委員会からは不祥事の根絶とメンタル疾患への対応につきまして、御答弁申し上げます。

まず、懲戒処分との関係でございますけれども、未来ある児童生徒の健全な育成を指導する責任を担う教職員が不祥事等により懲戒処分を受けることは、断じてあってはならないというところでございます。

令和7年度の懲戒処分は8件発生しておりまして、不祥事根絶に向けて、教職員一人ひとりが不祥事等を自分事として受け止めていくことが必要であるというふうに考えています。

県の教育委員会では、各県立学校及び各市町教育委員会に対しまして、校内の研修資料として活用できる事例を交えた教職員向けコンプライアンス・ハンドブックやハラスメント研修動画等の提供を行うとともに、初任者や管理職が集まる研修等におきまして、教職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に取り組んでいるところでございます。

次に、メンタル疾患への対応についてでございます。

子どもたちの健全な成長のためには、教職員が心身ともに健康で仕事に臨むことが必要です。

メンタル疾患により休職に至った理由といたしまして、主なものとして、児童生徒に対する指導そのものに関すること、校務分掌や調査対応等、事務的な業務に関することなどが挙げられます。また、メンタルヘルスの不調は

本人には気がつきにくく、採用後や人事異動後など、環境の変化により調子を崩しやすいという特徴がございます。

これらの理由及び特徴を踏まえまして、初任者に対してはセルフケアの重要性を学び、予防対策につながる研修を実施するとともに、管理職に対しては日頃の声かけ、職員不調の気づき、メンタル不調の職員への対応などについての研修を実施しています。

さらに、メンタルヘルスの不調は再発しやすいことから、教育委員会独自の取組といたしまして、休職者一人ひとりに応じた復職訓練や、復職後も臨床心理士による面談を実施するなど、再発防止にも丁寧に取り組んでおります。

また、業務負担の軽減という観点から、学校だけでは対応困難な事案の組織的対応を支援するため、学校問題解決支援員を配置したり、弁護士による学校の対応等に対する助言や支援を行っております。

引き続き、様々な取組を通じて、教職員の不祥事根絶と心のサポートを進めてまいります。

〔谷井義正警察本部長登壇〕

○警察本部長（谷井義正） 県警察における懲戒処分、そして分限処分、特にメンタルヘルス対策について御答弁申し上げます。

県民の信頼を損なうような警察職員の懲戒処分事案が毎年発生していることにつきまして、県警察として大変重く受け止めております。

警察がその責務を果たすには、県民の信頼と協力が不可欠であることから、改めて、誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕するという警察のあるべき姿について、警察本部の担当者が、直接警察署に赴き、職員一人ひとりが理解できるよう働きかけを行うなど、工夫を凝らした指導教養を推進するとともに、一層の綱紀粛正を徹底し、県民の信頼回復に努めてまいります。

また、分限処分、特にメンタルヘルス対策につきましては、職員のメンタルヘルスを良好に保つことは、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、良好な職場環境ですとか警察の執行力の確保につながるなど、警察の

責務を果たすために不可欠であるというふうに考えております。

県警察におきましては、メンタルヘルス対策として、メンタルヘルスセミナー、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、ストレスチェックなどの心身不調の未然防止のための取組を実施するとともに、心身の不調となった職員がいる場合には、早期の適切な対応及び職場復帰支援を的確に実施しております。

職員が心の健康を害することを防止するため、今後も引き続き、継続的かつ計画的にメンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） ありがとうございます。

それぞれ、3人のトップの方にお考えと取組についてお聞きいたしましたし、一定理解もいたしました。が、このコンプライアンスの推進ということについては、毎年やっておられることですし、その中で、令和5年度よりも6年度、6年度よりも7年度、増えてきているというのは、ちょっと取り組み方に少し問題があるのではないかというふうに思います。

その上で、総務部長にも一つ、今現在も、例えば県民の皆さんからより信頼を高めるコンプライアンスの推進として、いろいろな取組をしていただいておりますのは承知しております。

一例として、人事管理事務、費用としては約1億円、それから、メンタルヘルス対策としては、職員の健康管理運営費として約1億円等であります。これらの取組の費用対効果、予算の妥当性、適切であるのかどうか、よろしくをお願いします。

○総務部長（松浦元哉） それでは、私のほうから、コンプライアンスあるいはメンタルヘルス対策に関する予算について御答弁を申し上げます。

先ほど議員からも御指摘のありました人事管理事務費、これは令和8年度当初予算では9590万6000円を計上しております。これは、主には人材マネジメントシステムのシステム運用経費ですとか赴任旅費等に多額の費用をかけておりまして、それが主な内容になっておりますけれども、今回、議員から

御質問のありましたコンプライアンス推進に関する予算の部分は107万円、約100万円となっております。有識者をコンプライアンス推進会議に招聘して再発防止等に関する意見を聴き取るための経費ですとか、公益通報窓口の設置に係る経費が主なものとなっております。

一方で、再発防止に向けた取組を知事から御答弁申し上げましたけれども、公印管理の徹底などの不正事案が起らないようにする仕組みづくりですとか、職場ミーティング等の開催による相談しやすい職場環境づくり、あるいは職員への周知徹底、所属長のマネジメント、これらは特別な予算をかけずに実施しておるところでございます。

それから、コンプライアンス研修でコンプライアンスについてしっかり指示をしておるところですけれども、それはコンプライアンス担当の職員ですとか、法曹有資格者である職員が講師を務めておりますので、特別な外部の費用はかかっていないということでございます。

それから一方で、メンタルヘルス対策でございますが、これにかかる費用は職員健康管理運営費というのがありまして、議員が約1億円と言われたのが令和8年度予算で約1億1200万円となっております、ここも健康診断の費用等が多くを占めておりまして、メンタルヘルス推進にかかるものは、1492万4000円となっております。主な内容は、議員も御指摘のあった、心のサポートをしっかりせよということで、職員からの健康相談を受けます、ここからルームの運営費用でございまして、精神科医師あるいは臨床心理士の報酬等になっております。そのほか、メンタルヘルス研修には、外部講師を招いておりますので、そういった費用をかけております。

それから、知事からも、通話録音のカスハラ対策として取組をしているということで御答弁申し上げましたけれども、令和7年度には設置工事に5200万円ほどかけております。

そのほか、特別な費用をかけずに健康管理医がいろいろ分析を行ったり面接指導をしたり、あるいはカスハラ対応のマニュアル等の作成も職員が自前で進めているところでございます。

以上でございます。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） ありがとうございました。

人事管理事務とか職員の健康管理運営費、この中での割合というのは約1億円に対し約100万円とか、約1億1200万円に対して約1500万円とかですけれども、それ以外にも、ほかのところで取り組んでいただいておりますということで、確かに費用対効果という意味では、一概に幾ら使ったからこういう効果が出ると、そんなものではないと思いますが、できる限りもう少し、今後とも県民に真に信頼される公務員の育成に向けて取組を進めていただきたいと思います、そんなふうに思って、この質問を終わらせていただきます。

次いで二つ目です。地域医療構想の実現に向けて、お聞きしたいと思います。

本県の医療の状況は全国の中でも地域差が大きく、また、2040年頃を見据えると、高齢者の救急搬送や在宅医療の需要のさらなる増加が見込まれ、また、全ての方が治療のステージごとにおいて過不足なく医療の提供を受けることが困難な状態であることから、早急に新たな地域医療構想の策定が求められます。

そのような中、改善しなければならない問題として、次のようなことが考えられます。

まず、一つ目は、医師・医療職の偏在と不足、次いで病床機能と地域医療のバランスの問題、三つ目として救急・周産期・県内地域の医療体制、さらには離島・僻地医療とICT活用の遅れの問題、現行政計画と現場のギャップの問題、受入れ可能な病院が圏域内にない等であります。

今回は、このような問題点の中から、特に病床機能と地域医療のバランスについてと受入れ可能な病院が圏域内にないということについてお聞きしたいと思います。

まず、病床機能と地域医療のバランスであります。

主に医療の機能区分としては、まず、慢性期、これは長期にわたり療養が

必要な患者を入院させる機能を有しております。次いで回復期、ここでは急性期を経過した患者への、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を有しております。三つ目に急性期、ここでは急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能を有しており、最後に、高度急性期、急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて診療密度が特に高い医療を提供する機能を有する、この四つに区分をされております。

昨今の全国の状態としては、高齢化の進展により、急性期よりも回復期、慢性期、在宅医療の需要が増え、地域によっては急性期が多過ぎて、回復期が不足している、また、その逆もしかり、それぞれの必要量に応じてばらつきがあるという現状で、このことは本県においても同様であり、急性期は一定確保されているものの、回復期病床の数が不足、また、在宅医療や在宅療養支援診療所・病院が十分とは言えず、その整備が急務と言われております。

特に八つの県内医療圏域でこのアンバランスが顕著なのは、少し古い数値で申し訳ありませんが、桑員地区においては、急性期が822床に対し回復期が216床、鈴亀地区は急性期が708床に対して回復期が246床、伊賀地区で急性期が799床に対し回復期が131床、伊勢志摩地区は889床に対し298床となっております。

今後、需要に対するバランスを確保していくためには、これは今も取り組んでおられると思いますが、病床機能報告で現状を見える化し、構想区域ごとの不足過剰を共有する、このことは、現状は各医療機関が自主的に報告をされておられますが、行政による現場確認が必要だと、次いで急性期から回復期、慢性期、在宅医療、介護まで切れ目なくつなぐ地域連携が必要。三つ目に地域医療介護総合確保基金等を活用して、病床機能転換や在宅医療・介護基盤の整備を支援し、医療機関の経営面の不安を和らげる等が考えられます。

県の今後の取組、考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔山本 毅医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（山本 毅） 地域医療構想の実現に向けて、その基となる病床機能報告、こちらの実態把握をどう適切に行っているのか、あるいは、それに基づいて切れ目のない地域連携を進める必要性について、また、そういったものを対応していただく医療機関の経営面の不安をどう対応していくのかという御質問だと思います。こちらについて答弁させていただきます。

現行の三重県地域医療構想は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢化により増大する医療需要に対応するため、平成29年に策定し、県内八つの地域医療構想調整会議等でそれぞれ病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築に向け、各関係者と協議を図ってきたものです。

こちら、基になります病床の機能の分類につきましては、御指摘のとおり、各医療機関が毎年度自己申告をする病床機能報告を基に把握しております。

その内容は、当該医療機関が有する病床を、これは病棟ごとなんですけれども、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の四つの機能に分類するものです。

なお、こちらは自主的な報告でございますので、医療機関ごとの病床機能の分類基準にばらつきが生じる可能性も否定はできません。

これを避けるために、本県は独自の取組として、報告された結果を医療機関の保険診療の支払いの基になりますレセプトデータ等の客観的な実績と比較し、場合によっては実地、検査の際にそちらの確認をするといったことをして、それぞれの地域医療構想調整会議における病床の充足度や医療機能の分化・連携の在り方の議論に活用してきました。

このように客観的な基準を用いた協議を重ねた結果、各地域で不足する機能への転換、御指摘のありました回復期、慢性期が中心ですけれども、リハビリや早期の在宅復帰を担う回復期機能の充実、こちらのほうが図られてきました。今後も、入院から介護、在宅医療までの切れ目のない地域連携の重要性というのは、高齢化社会の中では増していくと認識しております。

県としましては、引き続き、医療機関が地域で求められる機能への転換を

図る場合、必要な医療提供体制の整備を進める上で、こちらを担う医療機関の経営上の不安を少しでも解消できるよう、相談に丁寧に対応するとともに、県の有しております地域医療介護総合確保基金による財政的な支援であったり、国に対して、この基金の柔軟な活用、緩和をお願いしたり、拡充をお願いしたり、さらなる地方への財政措置などを要望して行っているということでございます。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） ありがとうございます。

ちょっといろいろ話をしたいんですが、時間の関係もありますので、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、受入れ可能な病院が圏域内にあるということについてであります。

本来、医療構想は、二次救急医療に関わる圏域ごとに救急医療を完結させることが目標でありまして、この点においては一応クリアはされておりますが、現実を見てみますと、まず、当直医師が足りない、次いで専門医が不足している。さらには、手術室やICUが満床といった理由で、圏域内の病院が受入れ困難になるケースが多く、また、二次救命の担い手不足や、病院群輪番制の維持が困難であり、このため圏域外の病院や三次救急の救命救急センターに収容先を求めざるを得ず、医療圏域を越えた搬送が増加しているような気がいたします。

このような現状を見て、今後の構想の中でどのようにこういった問題に取り組まれていくのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔山本 毅医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（山本 毅） 県における救急搬送においては、まず、入院が必要な患者に対応する医療機関を二次救急医療機関、より高度な救急医療が必要とされる患者に対応する医療機関を三次救急医療機関として指定を行っており、二次救急医療に係る圏域、こちらの中では病院の中で輪番制を組んで救急搬送に対応しております。

本来、基本的にはこのエリア内で対応するというのが原則でございます。ただ、患者の傷病の状況、重症度であったりとか、あるいは特別な措置、そういったものであったり、あるいは医療機関側の体制の状況、そういったもの、あるいは患者の持っている病気、かかりつけ医との関係ということで二次救急エリアを超えて搬送される場合というのも確かにございます。

本来の二次救急医療エリアの中で対応するためには、やはり医療体制を充実するということが必要不可欠でございます。ただ、現状医師不足、偏在というような問題を抱えているのも事実でございます。

県では、まず、二次救急医療機関における救急医療に従事する医師を確保する、こちらをまず最初の目的といたしまして、救急医療体制人材確保緊急支援事業を行っております。こちら、休日・夜間に対応する非常勤医師の人件費に対して医療機関への支援を行っております。

また、施設・設備整備においても医療提供体制推進事業費補助金、また、医療提供体制施設整備交付金、こういったものによって支援を行っております。

さらに、中長期的な取組として、医育機関である三重大学医学部附属病院において、現在力を入れていただいている救急医の育成に対して、研修プログラムの充実などに要する経費を支援する救急科医師育成支援事業を今年度から開始しています。

今後とも、三重大学や市町など関係機関と協力・連携して各種支援を行うことによって、救急医療体制の充実維持を図っていきたいと考えています。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人）　ありがとうございます。

いろいろと取り組んでいただいていること、理解をいたしました。

なかなか一朝一夕にはいかないと思いますので、引き続き最善を尽くしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

これからの障がい福祉の在り方について幾つかお聞きしたいと思います。

障がい者の権利の保障、障がい者施策は、これまでもリハビリテーション、ノーマライゼーションという理念の下、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に向けて取組が行われてきました。

少し、これまでの流れを紹介いたしますと、まず、2006年に障がい者が有する人権や自由を確保し、障がい者固有の尊厳を大切にするなどを目的とした障害者の権利に関する条約、障害者権利条約が国連で採択をされました。以降、日本では、2011年に障害者基本法の改正、2012年に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、障害者虐待防止法が施行、後、2013年には、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法への改正、2016年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、国内法も整備が進められてまいりました。

本県においても、このような国の流れや県内の障がい者を取り巻く環境の変化等に鑑み、2011年に障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現ということを基本理念に、みえ障がい者共生社会づくりプランが策定をされました。以降、3年置きに見直し改定され、今年度は、共生社会づくりプラン2024～2026年版の最終年度となります。

そこでまず、一つお伺いしたいと思いますが、次年度以降、このプランですが、主に国の障害者総合支援法や児童福祉法に基づく指針の改定内容に即してプランも改定されるんだと思いますが、どのようなところがポイントとなって改定されるのか、また、県独自で改定しなければならないところをどのように考えられておられるのか、今の段階で考えられる範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（高濱公生） それでは、私のほうから、次期のプランの策定についてお答えいたします。

みえ障がい者共生社会づくりプランは、本県における障がい者施策の方向性や、障害福祉サービスの提供体制の確保等を定める計画です。このプランは、障害者基本法などの関係法に基づいて、県が策定する障がい者施策に関する各種計画を統合したもので、国が示す基本指針等を踏まえて策定しています。

次期プランのポイントということですが、この基本指針が令和8年3月に改正されております。この国が改正した基本指針には、障害福祉サービスにおける人材不足への対応と業務の負担軽減が問題となっていることから、新たに障がい福祉人材の確保・定着や、サービスの質を高めるための生産性向上が項目として新たに追加しております。

また、障がい者が希望する地域生活を送れるよう、支援する体制の確保や、障がいの特性に応じて必要なサービスを提供できる体制の整備について記述を追加するなどの見直しが行われています。

次期プランでは、こうした指針の改正内容を盛り込むとともに、本県の現状と課題や、障がい者を取り巻く環境変化を踏まえたものにしていきたいと考えているところです。

プランの策定に当たりましては、今後、学識経験者や当事者等で構成される三重県障害者施策推進協議会から意見を聴くとともに、関係団体等との議論を深め、本県の実情を踏まえた計画となるよう、本年度中の策定に向け取り組んでまいります。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

いろいろと考えていただいていると思います。

その中で、特に、この障がい者を取り巻く環境といたしまして、一番不安に思うのが一生涯支援、親亡き後の支援、こういったことが一番重要なことではないのかなというふうな感じがいたしますので、現状のプランでいうところの途切れない支援、安心を実感できる共生社会づくり、こういうところをさらにきめ細かく考え、取り組んでいただければと思いますので、よ

ろしくお願いをいたします。

次に、障がい者福祉施設におけるDX化・AI及びICTの推進についてであります。

言うまでもなく、今、どの産業分野においても、DX化やICT、AIの活用は、新しい社会の形成に向けて必須であります。当然ながら福祉の分野においても、業務の効率化、サービスの質の向上、利用者の多様な働き方において、その導入は喫緊の課題であると思います。

そのような中、本県の令和7年度みえデジプランの具体的な取組と令和6年度の実績を見てみますと、福祉の分野においては、多様で柔軟な働き方の推進ということで、ICT及び介護ロボットの導入を行う介護サービス事業所に対する支援で、ICTの導入を行う104事業所に対し費用の5分の4を補助、また、介護ロボットの導入を行う50事業所に対し導入費用の5分の4を補助とありました。

しかしながら、これら補助を受けた事業所は、高齢者介護施設のみであり、障がい系の事業所においては皆無であり、少し調べたところ、障がい系事業所のDX、AI、ICT化においては違うメニューで、予算も約100万円、その内容においても、例えばパソコン購入とか、いわゆる個人でも十分できるレベルの範囲にとどまっていて、とてもDX化等の推進には値しない、そんなような事業がありました。もちろん、高齢者系と障がい系では、数や規模の違いがありますが、本来もっと先進的に取り組んでいこうという事業があれば、そこは分け隔てなく考えていただくべきだと思いますが、今後の考え方と御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（高濱公生） それでは、私のほうから、障害福祉サービス事業所におけるICTの活用、DXの推進についてお答えいたします。

県では、障害福祉サービス事業所におけるICTを活用したDXの推進を支援するため、令和2年度から国の事業を活用し、事業所のシステム導入等に対する補助や、対象事業所向けの研修を実施しています。

これまでに延べ62の事業所がこの補助事業を活用しておりまして、例えば、ソフトウェアの導入により、支援計画書やサービス記録の作成など、事務作業の効率化を図っている事業所も見られるところです。

一方で、積極的に取り組んでいる障害福祉サービス事業所は、現時点では必ずしも多くない状況にあると認識はしております。

こうした状況の要因といたしましては、ＩＣＴ導入やＤＸによる業務効率化等の具体的なイメージを持つことが難しく、導入によるメリットを感じにくいといった点が挙げられます。

また、小規模な事業所が多いことから、導入に必要な初期費用や運用コストが負担となることも課題となっています。加えまして、国の補助事業における事業者の負担割合が、介護分野は5分の1であることに比べ、障がい福祉分野は4分の1と高くなっていることも、取組が進まない要因の一つであると認識しております。

こういったことから、県といたしましては、今年度は研修対象者を全事業所に拡大し、ＩＣＴやＤＸに対する理解を深めるとともに、その効果や活用方法を具体的にイメージできるよう、研修内容の充実を図ってまいります。

また、先進的な事例や優良事例を紹介するなど、具体的な活用方法を分かりやすく周知し、横展開を図ることで、導入の促進に取り組めます。

さらに、事業者の費用負担の軽減を図るため、補助制度の拡充を国に要望し、事業者の規模やニーズに応じたＩＣＴ導入が可能となるよう働きかけを行ってまいります。

今後とも、ＩＣＴを活用したＤＸの推進によって業務改善や効率化を図り、現場職員の負担を軽減することで、生み出された時間をサービスの質の向上につなげられるよう取り組んでまいります。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） ありがとうございます。

積極的に取り組んでいただけるとのことです。

障がい者福祉施設で起こり得るアナログのミスですけれども、例えば送迎

ミスであったり、服薬ミスであったり、利用者のけが、この三つが一番大きな問題となっております。それらを解消するためには、やっぱりDX・ICT化というのは必要だと思いますので、今後ともしっかりと取り組んでいただきますことをよろしくお願いいたします。

それでは、次に行きます。

障がい者の虐待の現状と対策についてであります。

いろいろ御説明をさせていただこうと思ったんですが、時間もあまりないので、割愛をさせていただいて、県内の障がい者虐待の発生率ですが、最新値、令和6年度の相談通報件数が160件であり、養護者によるものが53件、障がい者福祉施設従事者等によるものが107件で、最終的に虐待認定をされた数は35件であり、令和5年度より通報件数は21件の増、認定は同数でありました。

しかしながら、これらの数は氷山の一角とも言われ、また、ひとつ間違えば虐待に値するという事例が多々ある現状と聞きます。

ちょっとパネルを見ていただきたいんですが、（パネルを示す）これが虐待防止法の推移なんですが、日本の虐待防止法の中で、どれだけ障がい者虐待分野への対応が遅れているかということを、これを見ていただけると分かると思うんですが、虐待防止の最初に取り組みしたのは子どもであり、2000年に児童虐待の防止等に関する法律が成立、次いで2005年に高齢者分野、そして、後、2006年に国連において障害者の権利に関する条約が採択され、そのことを受けて、最後に2011年、ようやく障がい者分野の制度化、障害者虐待防止法が成立いたしました。

本県においても、以後、7年後に議員発議において、2018年、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例が策定、施行されました。ちなみにこのときの委員長は杉本議員であり、副委員長は私だったと思います。

そんなようなことで、障がい者の虐待に対してのスピード感、いろいろ、私は他の虐待に比べて遅れておると思うんですが、知事の御所見をお伺い

できればと思います。よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員御指摘のように虐待に関する法制度に関していうと、やはり児童から始まっております、これは議員御指摘いただいた2000年11月に施行された児童虐待防止法というのがございます。2004年に要保護児童対策地域協議会が法定化されまして、2011年には親権者の虐待というのが規定されましたし、2019年には親権者による体罰の禁止というのが盛り込まれてきて発展してきています。法が充実してきています。高齢者については、2006年4月施行でございますので、確かに障がい者に対する虐待というのは防止法が2011年ですから、その二つに比べると遅れているのは事実でございます。

しかしながら、これ、議員からも御指摘いただきましたが、2016年にはいわゆる差別解消三法のうちの一つとして、障害者差別解消法というのも施行をしております、障がい者に対する虐待というのは許されないんだという社会的な状況はもう出来上がっていると思います。ただ、これからも中身はもっと詰めていかなきゃいけないというふうに思っています。

特に、障がい者虐待がなかなか難しいのは、強度行動障がいを有する人に対する虐待が、これはよくないんですけれども起きてしまうということで、これは、体は大人ぐらい大きくて、行動に関して障がいを持っておられる方なので、施設の職員に対して暴力を振るってしまうような、物理的な力を用いてしまうときに、職員のほうも物理的な力を用いて虐待になってしまう。これを何とかなくしていかなきゃいけないというふうにも思っているところで

す。県庁でも取り組んでおりますが、予算に限りがあるところではありますけれども、なるべく予算をつけて、そして警察なんかの協力も得ながら、どういう形ができるか、けがをさせないためにどうやって鎮圧をするかということも含めて、これからしっかり対応していきたいと思っております。遅れていると言われぬように頑張ってまいります。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

今後遅れていると言われないように、しっかりと取り組んでいただきた
いと思いますので、よろしくお願いいたします。

この項目の最後です。

ここで少し、福祉先進国であるスウェーデンと日本の障がい者福祉の違い
を紹介させていただきたいと思います。

御承知のように、我が国の障がい者福祉は国連の勧告を受け、これから5
年先、10年先には完全脱集団施設化ということを目指しております。脱集団
施設化とは、障がい者や高齢者などを大規模な入所施設に集団で収容するの
ではなく、地域の中で小規模な住まいやサービスに移行させることで、生活
の場を施設から地域へと転換させる考え方であり、主にノーマライゼーショ
ンや地域共生社会の実現を目的として、入所施設の縮小・廃止と地域生活支
援の充実を同時に進める取組のことです。

スウェーデンでは、この脱集団施設化は既に完了しており、集団施設は存
在せず、グループホームに該当する支援が必要な方々も特別支援サービス住
宅というところで生活をしているとのことでもあります。では、なぜここまで
先進的に取り組めるのか、これは多分皆さんもお分かりになると思いますが、
ここで少しパネルを見ていただきたいと思います。この3番目のほうのパネ
ルをよろしくお願いいたします。

（パネルを示す）まず、スウェーデンという国は、高福祉・高負担社会で
あるということ、例えば税に関しては消費税25%、所得税は30%プラス市の
税金が場所によって違いますが3%ほどかかります。このことにより、高い
福祉サービスが障がいの有無に関係なく受けられます。

そしてもう一つのパネルをよろしくお願いいたします。（パネルを示す）
こちらは障がいのある方の働く喜びを支える国の仕組みですが、障がい者雇
用を支えるサムハルという国営企業が存在し、スウェーデン全土で事業を展
開し、障がいのある人と企業を結びつけているとのことでもあります。さらに

は障がいのある人も、健常者と変わらない賃金体系、いわゆる同一労働同一賃金であることが基本だそうであります。

また、働き方においては、日本のように職員が常時そばにつくのではなく、1人で業務を行うのが主流で、勤務時間も制限はなく、2時間でも3時間でも本人のペースで働けるだけ自由に選択できるとのことです。市が運営する公共保護雇用という仕組みもあり、対象は、より重度の障がいのある方で、これは雇用契約ではなく、活動支援手当を受給できる仕組みであります。

また、快適な環境を実現するインフラとして、補助器具センターが当たり前のようにあり、電動車椅子、三輪車、ショッピングカー等のレンタルが18歳以下は無料、年間5000円程度、まだまだ多くのサービスが充実しております。

結論といたしましては、国や市が直接障がい者、雇用や生活の全体を見ているからこそできることであり、日本のシステムでは到底及ばないとはいうものの、前述しましたこれからの障がい福祉を考えたときに、今の制度や今後、人口減少などの社会の変容を思うと、やはり脱集団施設化には取り組んでいく必要があると考えます。

課題としては、大きな問題として地域のグループホーム、小規模多機能型の住まいの増床や整備、また、相談支援、ヘルパー、日中活動の場など、地域支援体制の充実等が大切だと思いますが、これらの取組と今後の障がい者福祉の在り方についての見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員御指摘のように、スウェーデンは大分進んだ制度でございまして。これも議員御指摘いただいたように、高負担・高福祉という国柄ですので、日本とは違うとは思いますが、やはり日本もそういったところを目指していくべきであろうというふうに思っています。障がい者への対応ですね。

私、前職で障がい者施策を大きく二つやらせていただきました。一つは交通バリアフリー法の制定です。そのときにお話を伺ったD P Iの方とは今も連絡を取っておりまして、障がい者対策の重要性というのは身にしみて感じております。

また、自動車局長のときには交通事故に遭われた方の遷延性障がいの方々への対応もやらせていただきました。

両方に共通するのは、先ほど議員がおっしゃいましたが、親亡き後、親亡きのちともいいますが、親亡き後の対応が一番大事ということでありまして、親御さん、本当に心配されています。そのときのキーワードは、やっぱり仕事をどうやって見つけるか、そしてノーマライゼーションをどうやって定着させるかということでもあります。

先日、4月27日に伊賀市にあります障害福祉サービス事業所を訪問させていただきました。就労に向けたトレーニングを受けて、施設の外の就労を経て、一般就労につながった障がい者の方々、親御さんとも意見交換をしてみました。

やはりおっしゃっているのは、トレーニングをしっかりすること。議員から御指摘いただいたグループホームを充実させることも重要です。その上で、施設外の企業の方々の御協力を得て、ノーマライゼーション、健常者と同じように働いて給料も頂けるということをやっていかないといけない。

ですから、施設から徐々に脱却をし、地域移行、それに向けて三重県としても力を入れていきたいと思えます。

今三重県では、M. I. Eモデルという、三重における障がいの分け隔てがない就労ということも進めておるところでございまして、これもしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） 知事、ありがとうございます。

いろいろ今後の取組を期待いたします。

その中でグループホームのことを少し、地域移行において、これから必要

だというような話に触れていただきました。今はグループホームを造るということに対してなかなかハードルが高くて、地域の問題もさることながら、やはり金銭的な問題であって、新築は建てられますが、要は、既存の中古物件であったり、あるいは、午前中、中森議員が質問されていました空き家、こういったものを活用してグループホームを造るということになってくると、なかなか補助の対象にならないというのが今の現状なので、その辺の仕組みも国のほうに変えていただけるように取り組んでいただければなとそのように思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

県内建設業の今後についてお聞きしたいと思います。

県内建設業は、道路、橋、河川、下水道、学校等の公共インフラ整備と維持管理、災害時の応急対応などを担う地域の守り手として位置づけられています。

そんな建設業を取り巻くこれからの問題というと、一般的によく言われるのが、人手不足と高齢化の進行、それによる若手技能労働者等の育成難、離職等、また、2024年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が本格適用され、それにより無理な工期の見直しや、週休2日工事や夜間・休日工事が抑制、ICT活用による省力化などが求められるが、中小企業では、その対応が追いつかない、さらには昨今の物価高の影響も含め、人件費や資材価格、社会保険料負担の増加に対して受注単価が十分に上がらず、利益が圧迫される等の問題がよく言われます。

もちろん、これらの問題も非常に重要なことではありますが、今回は、これら以外に、とりわけ地域で問題になっている工事受注の偏りについてお聞きしようと思います。

全国的にも今、大手や一部の優良企業への受注集中と他社への受注機会不足、人手不足で受注できる会社が限られ、一部の企業に仕事が偏る、工事量や発注時期の偏在による地域ごとの忙しさの差や、技術者不足といったことが指摘されております。県内にもこういった建設業の受注の偏りは、地域の

維持や中小企業の継続といったことに直結することは言うまでもありません。

そのため、本県にも建設産業活性化プランの中で、特に一抜け方式というのがございまして、こういった制度、複数工事をまとめて入札して、あらかじめ決めた順番で落札者を決め、ある工事で落札した業者は、それ以降の工事の入札が無効になるというものが一抜け方式でございまして、こういったものを取り入れていただいたり、あるいは、総合評価の加点に何らかの基準を設けて、一社独占を防ぐ取組等もしておられるというふうに聞いております。

しかしながら、それでも依然として偏りが減らない、あるというのは、さらにもう一つ策が必要ではないのか、そんなふうに思います。

そこでお聞きいたしますが、現状、各建設事務所単位でそれぞれやり方が同じなのか、異なるのか、お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（上村 告） 地域の建設業は、社会資本の整備・維持修繕や災害時の緊急対応などを担う地域の守り手として、県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っております。

今回、台風第6号における大雨に対しましても、県内各地で緊急的な現場対応に大変御尽力をいただきましたし、今後の災害対応にも御協力をお願いしたいと考えておりますが、このような役割を将来にわたって果たしていただけるように、地域に貢献する企業の受注機会を確保し、各地域に一定数の企業が存在していくことが不可欠であると考えております。

このため、先ほど議員からも御紹介いただきました、各企業の受注機会の確保に向けた取組としまして、価格競争による一抜け方式や総合評価方式における一括審査方式の活用を進めております。

これらは、入札参加要件等が共通する複数工事を発注する際に、先に開札した工事を落札した企業は、以降の開札する工事への入札を無効として取り扱うもので、同一企業による複数工事の受注を回避し、受注機会の均等化を

図っております。

また、土木一式工事総合評価方式の評価項目に、企業の受注工事高を設定しておりまして、当該年度の受注工事高が一定額に達した企業は評価点が低くなるような仕組みを導入しております。

これらの取組より、例えば、鈴鹿建設事務所で発注した県事業全体の総合評価方式の土木一式工事におきましては、特定企業が実施した最多件数が令和5年度の5件から令和7年度には2件となりまして、一定、受注の偏りは軽減されております。こうしたことから、これらの取組は、受注の均等化に有効であると考えております。

また、各事務所等におきましても、発注件数や企業数、企業の格付構成などが異なるため、日頃から地域の建設業団体と意見交換を行い、先ほどの取組に加えて、地域の状況や工事内容に応じた総合評価項目を設定するなどの取組もしておるところでございます。

今後も、三重県建設産業活性化プラン2024に基づいて、企業の安定経営に向け、総合評価方式を運用、改善しながら適正な利潤の確保に取り組んでいきたいと考えており、さらに、各地域における必要な発注工事量の確保に向け、労務費の確保や資材価格高騰の影響等も踏まえた公共事業関連予算の確保にも引き続き努めていきたいと考えております。

〔34番 小林正人議員登壇〕

○34番（小林正人） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

今の取組でも一定軽減はしているというような答弁でございました。

言うまでもなく受注の偏りを減らすことは、より多くの業者にチャンスが生まれますし、有力どころだけでなく、中小や地域業者にも仕事が回りやすくなります。また、それが先にも話をさせていただきましたが、防災時や応急対応などを担う地域の守り手として、役割を今後も継続していただけることにつながる、そういうふう to 思いますので、今後、さらなる取組を期待いたします。

一つ残してしまいましたが、時間になりましたので、これで質問を終結さ

せていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（津田健児） 暫時休憩いたします。

午後 2 時10分休憩

午後 2 時20分開議

開 議

○副議長（津田健児） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（津田健児） 県政に対する質問を継続いたします。36番 長田隆尚議員。

〔36番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○36番（長田隆尚） 亀山市選挙区選出、草莽の長田でございます。

今日もリニアから始めたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず最初に、リニア中央新幹線の早期全線開業に向けてということの中の2037年東京・大阪間全線開業に向けてということでお伺ひしたいと思います。

今年は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会が先月 5 月27日に開催されました。

まず、冒頭で、愛知県の大村秀章知事から、今秋に開催されるアジア競技大会でリニア事業をしっかりとPRしていくと決意表明がなされ、片山さつき財務大臣から、2027年に愛知県で開催されるアジア開発銀行年次総会で、世界中の投資家が東海地域に来る、そのときにリニアの進捗状況を見せていただくことを期待するという発言がありました。

続いて、静岡県鈴木康友知事からは、静岡県とJR東海は3月、着工に

必要な28項目の対話を終了した。水資源の保護などと両立することを前提にリニアを推進するという方針が改めて述べられ、リニア開通により静岡県内でも東海道新幹線の停車が増えるなどメリットがあるとした上で、1日も早い開通を心から期待しているという発言がありました。

一方、一見知事からは、「天の時は地の利に如かず 地の利は人の和に如かず」という孟子の言葉を引用され、東京へ乗り換えずに行けない県は三重県と奈良県しかない。リニア中央新幹線の開業は、人口減少対策として地域活性化につながるので、みんなで一丸となって進めていこうというような決意が述べられました。

そして決議においては、リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間、距離を大幅に短縮し、三大都市圏を結ぶ日本中央回廊を形成するとともに、東京・大阪間の二重系化による災害に強い国土の形成に寄与するなど、我が国の新たな国土の大動脈として経済社会を支える国家的プロジェクトである。

リニア中央新幹線の整備は、東京・大阪間を直結することで、初めてその機能を十分に発揮し、効果を得ることができる事業である。その観点から、政府が3兆円の財政投融資を活用し、全線開業の最大8年の前倒しを可能としたことは評価するところである。さらに、経済財政運営と改革の基本方針2025、骨太の方針において、全線開業に係る現行の想定時期の下、環境、水資源の状況等を厳格にモニタリングし、必要な指導や技術的支援を行うとともに、沿線自治体と連携して、全線開業に向けた環境整備を行うことが示されている。

東京・名古屋間においては、現在、諸課題の解決に向けて、沿線自治体及び関係機関と連携、協力の上、東海旅客鉄道株式会社による建設工事が進められている。

名古屋・大阪間においては、2023年の環境影響評価着手後、昨年から概略ルートを絞り込むためのボーリング調査が開始されており、引き続き調査等を進め、ルート及び駅位置を速やかに確定させる必要がある。

また、リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議において、2024年9月に示された中間取りまとめを踏まえ、関係府省等の連携した支援の下、リニア中間駅4県共同の地域再生計画が認定され、県域を越えた広域連携の具体的な取組が進められている。

一方、東京・名古屋間の新たな開業時期が示されていないことにより、沿線自治体のまちづくり等の影響が懸念される。よって、我々はここに、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の事業目的の趣旨にのっとり、リニア中央新幹線の早期全線整備に向けて、次の事項について一致協力して要望活動など、強力な運動を展開するものとする。と宣言され、七つの事項について決議がなされました。

七つ述べておりますと長くなりますので、昨年と主に変わった点は、静岡工区について、「水資源・自然環境への影響の回避・低減とリニア中央新幹線の早期実現を両立させる観点から、有識者会議で取りまとめられた報告書を踏まえ、関係自治体等の理解を得ながら早期着手を図り、その上で開業時期を示すこと」という表現が昨年にあったんですが、今年は、「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議において取りまとめられた水資源及び自然環境の保全を図るための取組を確実に実施するとともに、関係者との協議を迅速に進め、早期に着手し、開業時期を示すこと」という表現に改められ、静岡工区の進展による早期開業への期待が具体的に示されたことではないかというふうに思います。

そこで、知事にお伺いしますが、最速2037年の全線開業に向けて、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の副会長として、今後どのように進めていこうと思われているのか。また、名古屋・大阪間の概略ルート及び駅位置の絞り込みについて、いつ頃を目指してみえるのか、お伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員御指摘のように、5月27日に全国同盟会がありまして、リニア、とにかくみんなで頑張ろうと、こういう話になったんですが、私が出席させていただく同盟会は4回目かなと思います。今まで、全部出席

をしていたかと思いますが、なかなかどもならん会議で、知事がみんな挨拶をしますので、その中でやっぱりしっかりしたことを言わないかんということでございまして、今年は孟子の言葉を引いて話をしました。それは県庁職員の人たちがしっかりと作ってくれるので、私はもうそれを読み上げるだけでええので、気楽ではあるんですけども、そうやけど、気持ちをしっかりと込めていかないかんと思っています。

今年の大きな話は静岡の鈴木知事にやっぱり注目が集まりまして、ＪＲ東海、今までの静岡のやり方とは違って、もう静岡県も課題が解決したら、もうリニアは前に進めるということをおっしゃっておられたということ、28項目の話は議員がおっしゃったとおりですし、同盟会の後の31日には、大井川周辺の首長らとＪＲ東海の社長と懇談したという話も出てきまして、前に進んでいく感があると思っています。

三重県が、考えないかんのは二つありまして、一つは、名古屋以东というのは今粛々とやっています、若干、静岡あるいは岐阜の水問題もあって時間はかかると思いますが、それがいつになるかちょっと分かん、実は名古屋以西も分からないという問題が一つあること。

それから、名古屋以东が完成してしまうと、名古屋以西にける力が減ってくるんじゃないかということは考えておかなきゃいけない。したがって、国交省をしっかりつかまえておかないと、名古屋以西、これＪＲ東海もそうですけど、名古屋以东の人ら、もう、うち終わりましたからって行ってしまわないかどうか、ここはこれからもしっかりやっていかないかんところだと思っています。

今、議員御指摘のようにボーリング調査を複数か所でやっておりますので、まずは駅位置を確定すること、これが一番大事であります。これがいつか分からないと、なかなか、いつ名古屋以西ができるのかというのは分からないというのは御理解をいただきたいと思います。

その上で、駅の周辺に、どういうものを造っていくのか、これはしっかり考えていかないけません。今、名古屋以东でいろんなことを考えておられま

す。そういったものも踏まえながら、三重県の駅の近くに何を造るのか。県全体にリニア効果を上げるためにどういうものが必要なのか、これ1人亀山市の話ではないので、ということを考えながら、そういう意味では戦略プランも物すごく大事なというふうに思っております。いずれにしても、駅位置、それからルートの確定、これがまず最初ですので、それを確定してもらわないと、いつなのかという時期も分からないので、JR東海とそれから国交省もそうですけれども、頻繁に話をしながら進めていきたいと思っております。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ありがとうございます。

ちょうど経済界でも名古屋・東京間が決まった段階で、東京・大阪間全体をする会議が少し縮小したということがございました。今おっしゃったように、名古屋・東京間が開通した後、こちらに対してしぼんでいかないうな形で頑張っていたきたいなというふうに思います。人の和を大切にして、早期実現に向けて頑張っていたきたいと思います。

一方で、今年の1月27日、令和7年度リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連絡会議というものが開催されました。本来であれば、リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進大会の開催予定であったのですが、大阪府知事選挙に大阪の吉村知事が急遽出馬されたため、これが中止になり、この会議となっております。

このリニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進会議は、リニア中央新幹線の三重・奈良・大阪ルートを前提とした詳細なルート、駅位置の早期確定及び早期の全線開業に向け、三重・奈良・大阪の行政課題を共有し、連携をより深めることを目的として設置されたもので、その目的の達成のために、リニア中央新幹線三重・奈良・大阪間の建設工事に関すること、リニア中央新幹線三重・奈良・大阪間における駅周辺のまちづくりに関すること、そして、広報・啓発に関すること等の事項について連絡、協議、調整等を行うことになっています。

今回の会議では、1府2県から次のようなことが紹介されました。

まず、奈良県からは、全国期成同盟会や建設促進大会等を通じ、奈良市付近の位置や三重・奈良・大阪ルートの早期確定、最速2037年の開業に向けた早期着工についての要望を行っている。また、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の早期公表に向けた作業を円滑に進めるため、J R 東海が実施するボーリング調査に県として協力をしている。

併せて、沿線府県として工事に伴い想定される課題の整理や検討を進めており、環境アセスに関して、水環境や文化財、動植物、生態系などの情報をJ R 東海へ提供してきた。本年度は、建設発生土の処理についても検討を進めたいと考えている。さらに、本県の大きな課題である埋蔵文化財調査については、本年度にJ R 東海と現地で意見交換を行い、予算や体制、人員を強化し、発掘可能面積を拡大する準備を進めている。引き続き、名古屋以東の事例も参考にしながら、沿線自治体として取り組むべき事項について整理をしていきたいと考えているという発言がありました。

続いて、大阪府からは、副首都化の実現には首都圏と直結する高速交通が不可欠であり、リニア中央新幹線は経済成長や国土強靱化の観点からも極めて重要と考えている。駅位置は確定していないものの、新大阪駅周辺を交通結節の中核と想定し、北陸新幹線、在来線、地下鉄、なにわ筋線が集積する交通結節点として、関空直結を含む広域的な交通ネットワーク形成や、大阪府、大阪市、民間で周辺のまちづくりに関する議論を進めている。

また、地盤条件や大深度地下工事といった技術的課題については、これまでの地下河川整備等で蓄積した調査データを活用し、事業の円滑化に貢献したいと考えている。加えて、鉄道イベント等による機運醸成を継続しており、来場者へのアンケートでは9割以上がリニア中央新幹線の早期開業を期待しているという結果となっている。東京・大阪間の全線開業により大きな便益が見込まれることから、1日も早い全線開業の実現を強くお願いするという発言がございました。

そして、三重県からは、三重県同盟会総会開催のほか、国やJ R 東海に対

し、同盟会の意向を踏まえたルートや駅位置の早期確定、1日も早い全線開業を要望した。併せて、開業効果を県内全域に波及させるため、鉄道ネットワークの充実やまちづくりへの支援についてもお願いしており、J R東海の丹羽社長からも、密に意見交換を行いながら、協力ができることを考えたい旨の回答をいただいたところ。

また、県内各地で啓発イベントを実施し、引き続き機運醸成に取り組んでいる。加えて、令和6年3月に作成した三重県リニア基本戦略の具体的な取組案を検討し、重点的に展開するプロジェクトを取りまとめるため、県内全市町や経済団体、交通事業者、有識者が参画するオールみえの検討体制でみえリニア戦略プラン（仮称）の策定を進めてきている。開業のインパクトを県内全域に広げることができるよう、引き続き検討する。三重・大阪間の早期着工と全線開業の実現に向け、関係者と緊密に連携していきたいという発言がありました。

続いて、国土交通省からは、リニア中央新幹線は国家的見地から極めて重要なプロジェクトであるとの認識の下、国土交通省としてJ R東海や沿線自治体と連携し、その着実な進展に取り組んでいきたいと考えている。北陸新幹線の敦賀・大阪間については、与党内で複数ルートの再検証を進めており、沿線自治体の動向なども踏まえつつ、できる限り早期の着工を目指していく。

リニア中央新幹線の名古屋以東では、大井川の水資源の補償に関する確認書が締結されたところであり、国としても助言や指導を継続し、名古屋以東の早期完成に向けて関与していく。

名古屋以西については、骨太の方針や国土強靱化実施中期計画、社会資本整備重点計画、交通政策基本計画などにに基づき、環境面の状況把握や技術的支援を行いながら、関係自治体と連携して全線開業に向けた環境整備を着実に進めていきたいという話があり、最後に、J R東海からは、名古屋以東の状況としては、静岡県と水資源の補償に関する確認書を締結したところである。今後も環境保全や発生土置場に関する協議を継続し、関係者と沿線自治体との双方向のコミュニケーションを重視しながら丁寧かつ迅速に対応して

いく。また、品川・名古屋間の工事費は増加したものの、一定の前提を置いて試算した結果、健全経営や安全配当を維持した事業遂行が可能であることを確認している。名古屋以西では、駅位置について概略ルートの絞り込みに向けたボーリング調査を開始し、各府県で順次進めている。さらに、発生土については、三重・奈良・大阪の各府県で相応の数量が見込まれると考えている。現段階で名古屋までの開業の見通しは立っておらず、環境影響評価の法手続の着手時期も未定であるが、リニア中央新幹線の効果発現には大阪までの開業が不可欠であるため、早期全線開業を目指して、以西区間における課題に前倒しで取り組んでいくため、引き続き協力をお願いしたいという発言がありました。

そこで、お伺いしますが、国土交通省から、関係自治体と連携して全線開業に向けた環境整備を着実に進めていきたいという発言がありましたが、現在、三重県としては具体的にどのような環境整備に取り組んでいるのでしょうか。

また、ＪＲ東海からは、リニア中央新幹線の効果発現には大阪までの開業が不可欠であるため、早期全線開業を目指し、以西区間における課題に前倒しで取り組んでいくため、引き続き協力をお願いしたいという発言がありましたが、三重県として前倒しとして取り組める課題は何と考えているか。また、どのようなスケジュール感で進めようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○地域連携・交通部長（西田正明） 名古屋・大阪間の早期工事着手に向けた県の取組についてお答えをいたします。

リニアは現在、東京・名古屋間の先行開業に向けた工事が進められておりますが、リニアの効果を最大限に発揮させるためには全線開業が不可欠であり、名古屋・大阪間における早期の工事着手が強く望まれているところでございます。

ＪＲ東海で2023年12月から実施をされております環境影響評価において、県は、必要な調査が適切に進められるよう支援するなど、環境影響評価の円

滑な実施に向けた協力を行っているところであり、引き続き、ＪＲ東海との連携を密に取り組んでまいりたいと考えています。

沿線の自治体が事前に準備を進めなければならない課題、これは用地取得や埋蔵文化財調査、発生土の処理やまちづくりなど、様々なものがあると認識しております。

御紹介のありましたリニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議では、これらの課題に対して意見交換や情報共有を進めており、当会議で得られた知見も生かして準備を進め、ＪＲ東海による工事がいつ開始されても対応できるよう努めつつ、名古屋・大阪間の早期着工及び安全で円滑な工事実施を要望していきたいと考えております。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ありがとうございます。

では、先行しておりますところを参考にしながら頑張って進めていただきたいというふうに思います。

では次に、「みえリニア戦略プラン（仮称）」最終報告（案）について伺いしたいと思います。

今年の２月４日に「みえリニア戦略プラン（仮称）」最終報告（案）が第３回みえリニア戦略プラン（仮称）検討委員会に提示されましたが、その後、内容に係る本年度策定予定の県の観光、人口減少、産業等の新たな計画の内容を取り込み、内容をより充実させるため、引き続き検討を続けることにより、公表時期が遅れているというふうに聞いておりますが、いつ頃までに公表していくつもりなのか伺いしたいと思います。

〔西田正明地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（西田正明） 「みえリニア戦略プラン（仮称）」最終報告（案）についてお答えをいたします。

みえリニア戦略プラン（仮称）は、令和６年３月に策定をしましたみえリニア基本戦略が示す、めざす三重の姿を実現し、リニア開業効果を県内全域に波及させるための具体的な行動計画となるものです。令和６年度に検討を

開始し、令和7年3月には、東京・名古屋間の先行開業を見据えた取組を取りまとめた中間報告を公表しました。

昨年、令和7年度は、中間報告の取組を充実させるとともに、東京・大阪間の全線開業を見据えた取組について検討を行い、県内全市町、交通事業者、有識者等で構成します、みえリニア戦略プラン（仮称）検討委員会で最終報告（案）を取りまとめたところでございます。

令和8年度は、この最終報告（案）をベースにしまして、県庁内部において、県のような取組を加味し、内容のブラッシュアップを図るなど、年度内の策定、公表に向けて、その経過は議会にもお示しをしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） 今、県のような取組を踏まえながらということでしたが、これは昨年までにそれをするとはできなかったんでしょうか。

○地域連携・交通部長（西田正明） 今年、様々な県の個別計画というものをつくっております。ちょうど総合計画の策定期間にも重なって、様々な計画をつくっております。

御存じのように、このリニアの戦略プランにおいても様々な計画が関係してきますので、そこをじっくりと反映というところをさせていただきたいと思っています。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ちなみに様々な計画ってどのようなものがあるかだけ教えていただけますか。

○地域連携・交通部長（西田正明） 例えば、三重県の人口減少対策方針であるとか、観光のプランを現在作っておりますので、そういったものになります。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ありがとうございます。

早くつくって中途半端になるよりは、しっかりしたものをつくったほうが

当然よろしいので、できるだけそういうところも踏まえながら、頑張って年度内にはつくっていただきたいなというふうに思います。

そして、実は今年、3月24日にリニアの議連で甲府のほうに行ってまいりました。これがそのときの写真です。（パネルを示す）これは釜無川の橋梁での、行っていただいた皆さんの集合写真です。二十数名の方、行っていただきまして、ありがとうございました。

続きまして、この写真は、そこで説明を受けているところの写真となります。（パネルを示す）こちらの写真も見てくださいと分かりますように、

（パネルを示す）現段階では、この山梨県駅は鉄道が近くになく、インターからのアクセスが中心に考えられておりますので、そういうような形の中のだっ広い中での写真というふうになっております。

実はその日の午前中に、亀山商工会議所の方々と共に甲府の商工会議所を訪問させていただきました。そのときに説明いただいたリニア山梨県駅前の基盤整備方針です。（パネルを示す）ちょうどこの方針の左上のところを見ていただきますと、ここに都市基盤の事業区分というのが書いてありまして、事業名、事業主体というのがちょうど色を変えてありますが具体的に書かれております。

こちらを見ていただきますと、（パネルを示す）こちらは今のリニアのプランの現在の段階です。こちらには緑になっていますが、整備方法あるいは運営方法、役割の分担の検討等が比較的抽象的に書いてございます。今後、この辺については、具体的にどのように書いていくのかということもお伺いしたいと思います。

○地域連携・交通部長（西田正明） まちづくりの手法や役割分担を具現化するための方法、スケジュールといった部分についてお答えをいたします。

役割分担などを具体化するためには、まず、駅位置の確定というところが不可欠であると考えておりまして、ＪＲ東海が概略の駅位置、さらに詳細な駅位置、こういったものを明らかにする段階に応じて取組の具体化を図り、プランに反映させていきたいと考えております。

他県でのリニア駅周辺のまちづくりの検討もＪＲ東海の動きに合わせて進められたものと承知をしております。

本県におきましては、例えば、概略の駅位置が示された段階で、道路などの広域的な交通ネットワークに関する検討を、詳細な駅位置が示された段階で、駅前の整備方針に関する検討を進めるなど、それぞれの段階に応じて役割分担も含めた具体の検討を行い、これらを明らかにしてまいりたいと考えています。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ありがとうございます。

当然ながら、具体的なところがないと具体的な案は書けませんので、そのような形で、その段階が来るたびに、より具体的にしていっていただきたいなというふうに思います。

ただ、どこをどのセクション、例えば市であるか、県であるか、民間であるかを担当するかぐらいの大まかな方向性を決めておかないと、いつになっても誰がそこを担当するんだ、責任のなすりつけ合いになってはいけませんので、そういう形で進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、大きな２項目の県立高等学校の活性化についてお伺いしたいというふうに思います。

まず、三重県では、平成13年度に少子化の進行による中学校卒業者の減少を踏まえた県立高等学校の特色化・魅力化や適正規模・適正配置を進めるため、平成14年度から平成23年度までの10年間を計画期間とする県立高等学校再編活性化基本計画を策定し、その後、平成24年度、平成28年度、令和３年度にそれぞれ５年間を計画期間とする新たな県立高等学校活性化計画を策定してきました。

鈴鹿亀山地域では、令和３年度に策定された県立高等学校活性化計画に基づき、鈴鹿亀山地域における高等学校の特色化・魅力化を図り、生徒にとって魅力ある学習環境を整備することを目的に、令和５年度に鈴鹿亀山地域高

等学校活性化推進協議会が設置されました。

令和5年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業者の減少の状況等を踏まえ、鈴鹿亀山地域の県立高等学校を取り巻く状況や、現状、今後の地域の少子化の進行、他地域への協議会での協議内容等の情報を共有しつつ、当地域において、これからの時代に求められる学びの提供を実現するための協議を進め、令和6年度には当事者のニーズを把握するために、地域の中学生と保護者へのアンケートを実施し、令和7年度の協議会で、地域の中学生、保護者へのアンケート結果や、これまでの協議を踏まえ、15年先の鈴鹿亀山地域の県立学校の学びと配置の在り方を見据え、令和10年度まで想定される当地域の県立高等学校の学級減への具体的な対応の方向性が取りまとめられました。

その中では、学びと配置の在り方の方針として、地域の子どもたちに多様で豊かな学びを提供することを最優先とし、今後、学級減少に対応。15年先の中学校卒業者数の減少を踏まえ、現行の学びを充実させる発想を重視。校舎の新築や建て替えも視野に入れ、地域で学べる環境や新しい学校の創設を検討。普通科を中心に、専門性の高い学びや多様な選択肢を維持充実させ、大学進学ニーズに応えるため規模を維持し、1学年8学級を望む。部活動や行事の充実には一定の学校規模が必要で、外国人や支援を必要とする生徒、多様なニーズに対応し、通信課程も含めた多様な学びの在り方を検討。通学時間はおおむね60分から90分以内が望ましい。

そして15年先、令和22年度の学びと配置のイメージとしましては、令和22年3月中学校卒業者は、現在の約6割の1400人に減少し、学級数は1学年12から14学級程度と予測しています。

これを踏まえ、校舎の新築や建て替えを含めて6校を再編し、子どもたちに豊かな教育環境を提供。亀山市内の1校は地域のニーズに応え存続、鈴鹿市内の5校は大学進学や特色ある学び、多様な選択肢を提供しながら再編、通信や定時制も含め、多様な学びの形態を追求。

そして15年先、令和22年度を見据えた令和10年度までに想定される3学級

減への具体的な対応として、大学進学や専門性の高い学びを提供できる高校を地域に1校配置し、多様な選択肢を維持。学校行事や部活動の環境を整え、工業などの学びも充実させる。全ての学校で安心して学べる環境を整備し、令和10年度から石薬師高校の募集停止とともに、県立高校の再編を進める。

そして、今後の協議については、中学校卒業者数の減少に伴う学級減対応について、地域の将来像を見据えつつ、早期に協議を進める必要がある。特に令和13年から15年度に大きな生徒減に備え、3年前の令和10年度までに考え方をまとめる。協議では、隣接地域の動向や定時制、通信制を含めた多様な学びの提供、工業分野の専門性の充実、校舎の老朽化対策などに留意しながら進めるとし、地域の少子化に対応しつつ、多様な学びと質の高い教育環境を維持充実させるために、長期的な計画と協議の方向性が示されています。

そこで、まず、お伺いしますが、鈴鹿亀山地域高等学校活性化推進協議会では、令和10年度入学選抜から石薬師高校の募集が停止になると決定されました。三重県全域では3地域の県立学校4校、すなわち石薬師高校のほかに、あけぼの学園高校、南伊勢高校度会校舎、志摩高校が募集停止となりますが、この4校については、おのおの地域活性化推進協議会において何を基準に決定されたのか。また、募集停止ということですが、これは廃校なのか統合なのかということもお伺いしたいと思います。

〔長崎禎和教育長登壇〕

○教育長（長崎禎和） それでは、御答弁申し上げます。

まず、4校です。4校が所在する鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の3地域の活性化協議会では、令和10年度に大幅な学級減が見込まれていたため、その対応について協議を進めてきたところです。

その中で、15年先を見据えた学びと配置の在り方の方針について、二つの意見が共通して出されました。

一つは、大学進学のニーズに応える一定規模の高校が地域に必要であるということ。二つ目として、専門学科やコースなど多様な学びの選択肢をできるだけ維持することが必要であると。この2点を踏まえまして、令和10年度

の学級減への具体的な対応として、活性化協議会では4校を募集停止とする方向性が取りまとめられました。

県教育委員会としまして、この二つの考え方は大切であるというふうに考えておりまして、こうした考え方と、小規模校の存続を両立することは、地域の中学校卒業生数が減少する中にあることは非常に困難であることから、4校を募集停止とし、地域の高校全体の特色化・魅力化を図るという決断に至ったところです。

なお、一般に、学校の再編に伴って複数の学校を一つにまとめる場合に統合というふうに呼んでおります。

再編に当たり、様々な思いがあることは承知をしておりますが、今回募集停止とする4校につきましては、各地域の活性化協議会のまとめを踏まえ、特定の高校に統合するのではなく、募集停止に合わせて、地域の高校全体で学びを継承したり充実させたりするという考え方から、統合とは呼んでいないというところでございます。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） 統合とは呼んでいないということは、例えば石薬師高校の沿革なんかはどこかの学校に継承されるのではなくて、石薬師高校史として終わってしまうという意味合いでよろしいでしょうか。

○教育長（長崎禎和） 石薬師高校につきましては、先ほど申し上げましたように、地域の高校全体で学びを継承したり充実させるという考え方でございますので、統合ではなくて、廃止という形にはなるかというふうに考えております。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） 人口が減っていく中で、当然ながら統廃合があるのは当たり前やと思っておりますが、やはり今まで、石薬師高校を例にしますと、そこに通った方からすると、自分の学校がなくなってしまう、あるいは沿革がなくなってしまうというのは非常に寂しいことになってきます。ぜひとも今まで通った方のOBさんたちの気持ちも踏まえながら、その辺のところが、

どこかの沿革史記に載るような形でもしていただければ、その学校は新しいどこかの学校で生きているというようなイメージになってまいりますので、そういうふうに、また考えていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

それでは、今そういう話をいただきましたが、その一方で、令和7年3月に三重県教育委員会から三重県教育改革推進会議に現在、県内六つの地域に設置した活性化協議会において、それぞれの地域の県立高等学校の学び及び配置の在り方について検討を進めているが、少子化の進行により、これからの時代に求められる学びを引き続き提供していくためには、地域単位での検討にとどまらず、県内全域を見通した考えを検討する必要がある。また、県立高等学校の規模及び配置の在り方を検討するに当たっては、学校施設の改築等の検討も必要になることから、長期的な視点に立った上で、県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について具体的に示し、これからの時代における県立高等学校のさらなる活性化を図る必要があるという理由から、県立学校の学び並びに配置及び規模の在り方の諮問がなされ、令和8年3月に答申が出されました。

答申では、基本的な考え方として、高等学校は生徒のためのものである。そのことを踏まえると、県立高等学校についての検討は、生徒にとって豊かな学びを提供することを第1の目的とする生徒ファーストを基本とする必要があると記され、学びの在り方を検討するに当たっては、中学校卒業生数が減少する中、生徒の多様な学びのニーズにどのように応えるかという視点が重要である。配置の在り方を検討するに当たっては、生徒の多様な学びのニーズに応える選択肢を生徒が通学できる圏域内に配置するという視点が重要である。また、規模の在り方を検討するに当たっては、多様な学びの選択肢が提供できる環境や、価値観の異なる多くの級友と出会える環境、学校行事や部活動を充実させることができる環境などをそれぞれの県立高等学校によって実現するという視点が大切であるというふうに書かれております。

また、5月20日に開催された三重県教育改革推進会議では、次期県立高等

学校活性化計画骨子（案）の中で、県立高等学校活性化の実現に向けた取組方針として、計画の進捗の管理は、三重県教育改革推進会議等の場を活用する、地域の実情に応じた取組は、高等学校活性化推進協議会を各地に設置し、おのおのの活性化協議会の意見に基づき、具体的な協議を行うとされています。

そこでお伺いしますが、今後、この高等学校活性化推進協議会において、地域の実情に応じた取組の推進の協議とは何を行おうとしているのでしょうか。そして、三重県教育改革推進会議等の場で、それをどのように県立高校活性化の実現に向けた取組方針としてまとめ、県立高校の活性化を進めようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（長崎禎和） まず、教育改革推進会議と活性化協議会の役割につきまして、御答弁させていただきます。

まず、県教育委員会の附属機関でございます三重県教育改革推進会議では、県全体の高等学校活性化の基本的な考え方を示す県立高等学校活性化計画の作成など、教育に関する重要事項について審議をしているというものでございます。

一方、各地域の活性化協議会では、令和4年3月に策定いたしました県立高等学校活性化計画に基づき、15年先までの中学校卒業生数の減少を見通し、各地域の高校の学びと配置の在り方について協議をしております。

県教育委員会では、各地域の活性化協議会での協議を踏まえまして、県立高校の活性化を進めているというところでございます。

次に、具体的に活性化協議会の協議につきまして、例えば鈴鹿亀山地域の活性化協議会を例に御答弁申し上げますと、地域によって協議の進行状況の差はございますけれども、令和13年度から15年度に中学校卒業生数の大幅な減少が想定されることは先ほど申し上げたとおりでございます。令和8年度以降の協議を進める上での留意点が令和7年度に取りまとめたところでございます。この令和8年度以降も引き続き活性化協議会を開催いたしまして、隣接の地域の活性化協議会における検討状況なども共有しながら、令和7年

度に示された協議を進める上での留意点、これは具体的に申し上げますと、多様な学びの選択肢の提供、ニーズや専門性の高い学びの提供方策、多様な子どもたちが学べる環境の保障、最後に、老朽化に伴う校舎の新築や建て替え、こういった点に留意をしながら、活性化に向けた協議を進めることとしております。

令和7年度にまとめが策定されました伊賀地域、それから伊勢志摩地域、この2地域につきましても、同じくまとめに示された地域ごとの課題に沿って協議を進めることというふうにしております。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） 地域ごとの課題をまとめていただく、それはそのとおりなんですけれども、先ほど申し上げた圏域を越えるような形、例えば鈴鹿亀山地域であれば、そこだけではなくて、そこを超えたような形の協議について、よその地域のところまで、おのおのの協議会でやっていくのか、その辺の方向性はいかがですか。

○教育長（長崎禎和） 先ほど申し上げましたように、各地域の協議会では、隣接する地域の状況につきましても情報を共有しながら、地域の協議を進めていくというところがございますので、その地域だけの情報で協議をするということではなくて、隣接の地域の情報も含めて、その地域の協議会で協議をしていくというところがございます。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ありがとうございます。

昨年度の活性化協議会、傍聴させていただいておったんですが、やはりエリアの中での議論に終始して、それ以外のエリアまで、例えば、商業科が欲しいという例を取りますと、鈴鹿亀山地域で要るのかどうかという話であって、それを含めた四日市、津までのエリアで要るのかという議論になかなかなくなってきません。全体、三重県でどうするかということを決めた上で、どの辺に置くかということもしていかなあかんと思いますので、その辺のところをうまく調整しながら、全体を見ながら地域活性化協議会で進めていただい

ればなというふうに思います。

それでは、次に、生徒ファーストの県立高校についてという形でお伺いしたいと思います。

先ほどの三重県教育改革推進会議からの答申には、県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方についての答申がなされています。その中で示されておるのが、通学条件ですけれども、できれば60分以内、少なくとも90分以内で通学できるようにすることが望ましい。

そして、地域における配置につきましては、引き続き、それぞれの地域で多様な学びの選択肢を提供していくことが重要である。ただし、中学校卒業生数が減少する中に当たっては、今後それぞれの地域で多様な学びの選択肢を維持することが難しくなる場合が想定される。そうした場合も、地理的に近く、生徒が互いに通学可能な複数の地域を一つのまとまりとして捉え、その中で多様な学びの選択肢を提供できるよう学校配置していくことが望ましい。

そして、規模の考え方としては、九つの地域、今の地域ですが、に一定の規模を有する学校を配置できる場合は、規模が小さい学校を配置するよりも、一定の規模を有する学校を配置することを優先させることが望ましい。

適正規模については、1学年4学級から8学級までとすることが望ましい。

なお、大学進学ニーズに応えるためには、より多様な科目を開設することも、それぞれの科目に専門的な教員を配置することが重要であることから、その役割を担う学校については、少なくとも1学年6学級とすることが望ましいというようなことが、そこの中で申されました。

一方で、（パネルを示す）この図は、令和6年度に行われた地域の県立高等学校に関するアンケートの調査の結果を示したものです。

17選択肢、左側にありますが、その中で生徒が高校を選ぶときに重視するものが、1番から5番まであります。1番が学校の雰囲気・イメージ、2番、通学のしやすさ・距離、3番、文化祭や体育祭など学校行事が充実、4番、学びたい学科やコースがある、5番、入りたい部活動がある、部活動が活発

である。保護者では、学びたい学科やコースがある。通学のしやすさ、興味関心に応じて多様な選択ができる。確かな学力をつける授業の充実、学校の雰囲気・イメージの順になっておりまして、すなわち1番の学校の雰囲気・イメージ、2番の通学のしやすさ・距離、3番、学びたい学科やコースがある学校が学校を選ぶときの保護者、生徒の共通点ということになります。

（パネルを示す）この図は、そのときの許容できる通学時間のアンケートの調査結果です。やはりおおむね60分以内ということになっているということになってきます。

また、（パネルを示す）この図は、鈴鹿亀山地区あるいは津地区の通学費用を示したものです。通学費用が9000円を超える生徒は、鈴鹿亀山地区では飯野高校の23.0%を最高に平均で10.7%、津地区では、津西高校、津東高校の15.3%を最高に10.6%存在します。交通手段にバスが入るかどうか、あるいは専攻の学科が他の学校になく、遠方から通学しているかどうかということも考えられますけれども、この中にはやはり通学のしやすさ・距離が重要とされているということが分かるのではないかなというふうに思います。

そこでお伺いしますけれども、このようなアンケートも踏まえながら、生徒ファーストというのは、どのようなことを基準に決めて学校を残していくのかということをお伺いしたいと思います。

〔長崎禎和教育長登壇〕

○教育長（長崎禎和） それでは、何を基準に考えるのかにつきまして、御答弁申し上げます。

生徒ファーストにつきましては、令和8年3月の改革推進会議の答申におきまして、県立高校の活性化を検討する際は、生徒にとって豊かな学びを提供することを第1の目的とする生徒ファーストを基本とするとされておりまして、現在策定を進めております次期活性化計画の骨子（案）についても、基本的な考え方として掲げております。

アンケートの結果にもありますように、学びたい学科やコースがあるとあった学びの在り方、二つ目、通学時間の通学のしやすさといった通学条件、

三つ目の学校行事や部活動の充実につながる学校規模など、中学生が高校を選ぶ際に重視する点は多様でございますけれども、県教育委員会ではどれも大切な視点であるというふうに考えております。

これらを包括的に捉えまして、生徒の多様な学びのニーズに応える選択肢を生徒が通学できる圏域内に配置すること、それぞれの学校においても、多様な学びの選択肢を提供すること、そして、価値観の異なる多くの級友と出会える環境を整えること、これらを含めて生徒ファーストというふうにしております。

中学校卒業生数が減少する中であっても、子どもの豊かな学びを実現し続けられるよう、子どもを議論の中心に据える生徒ファーストの視点で県立高校の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ありがとうございます。

そうしたら、一方、先ほどの話はそれで結構でございますので、教育委員会が考える生徒ファースト、それと、生徒、通う方の考える生徒ファーストを考えながら、マッチングした形で進めていただきたいと思います。

その一方で、この図を見ていただきますと、（パネルを示す）これは、鈴鹿亀山地区、津地区の中学生の卒業生の進路先を示したものです。これを見ていると、鈴鹿亀山地区では約3分の1の生徒しか鈴鹿亀山地区には行っていない。また、津地区におきましても、5割以下の方しか行っておりません。また、私立高校にも一定の人数が行っていることが分かります。

今後、先ほどの活性化の中で、この私立高校の考え方については、どう考えていくのか、併せてお伺いしたいと思います。

○教育長（長崎禎和） 県立高校の学びと配置を検討するに当たりましては、各地域の中学生の進路を保障するという観点から、活性化協議会において、地域ごとに意見を聞きながら協議を進めるということが大切であると考えています。

一方で、生徒は地域を越えて高校を選択していることから、活性化協議会

では、地域の中学校卒業生が私立高校を含めどのような学校に進学しているのか、地域の県立高校にどの地域から生徒が入学しているかなどに加えて、先ほども申し上げました、ほかの地域の活性化協議会における検討状況なども共有しながら協議を行っております。

また、令和8年3月の答申では、中学校卒業生数が減少する中にあっては、今後それぞれの地域で多様な学びの選択肢を維持することが難しくなる場合も想定される、そうした場合には地理的に近く、生徒が相互に通学可能な複数の地域を一つのまとまりとして捉え、その中で多様な学びの選択肢を提供できるよう学校を配置していくことが望ましいというふうにされております。

県教育委員会としましては、こういった視点も大切にしながら、どの地域の生徒にとっても、一定の通学圏域内に多様な学びの選択肢を提供し続けられるよう、県全体を見通して検討を進めてまいります。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） 私立高校については、どうお考えですか。

○教育長（長崎禎和） 私立高校そのもの自体で議論というわけではなくて、県立高校を地域の中で、私立高校も含めて、どのような学校に進学しているのかということも含めて、協議をしていくというところでございます。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） そうすると公私間比率は、ほぼほぼ今のような状況のままいくような想定の下でやっていくというイメージでよろしいですか。

○教育長（長崎禎和） 公立学校と私立学校の比率については、この協議については、特にそういった情報は共有はしますけれども、この協議自体にその比率が関係してくるかというところは、直接関係してくるものというふうには考えておりません。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） 実は昨年度、亀山高校、白子高校、定数割れした中で私立が非常に増えたようなことも聞いています。

ですから、高校、中学生が全て公立に来るのか、私立に行くのか、その辺

のところも考えていないと、全体の定数は把握できやんと思いますので、今後ともその辺のところも考えながら進めていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の県立学校の危機管理について伺いしたいと思います。

これは、先日、ある高等学校ののり面の木が折れ、のり面の下に家があったんですが、たまたまその下のところは県教育委員会が事前にレッドゾーンの修復をしていただいたために、そこに対して被害が抑えられたという意見がありました。

そこでお伺いしますが、学校には、学校管理下における危機管理マニュアルというのがあるということですが、現段階で、緊急に修繕すべき箇所については、どれぐらいを把握されており、どれぐらいが修繕できているのか、お伺いしたいと思います。

〔長崎禎和教育長登壇〕

○教育長（長崎禎和） それでは、答弁申し上げます。

県立学校において老朽化した施設や樹齢を重ねた樹木が多く、令和6年に桑名北高等学校におきまして、通学路の擁壁が崩落し、今年度は他校で敷地内の木が折れて民家の近くに落下する事案が発生をしております。こうした事案は最悪の場合、児童・生徒はもとより、周辺の住民の命にも関わる重大なものと認識しており、深刻に受け止めております。

県立学校においては、職員が日常的な巡回点検を実施するとともに、専門業者による年1回の消防設備や、3年に1回の建築物の点検なども実施し、危険箇所の早期把握に努めております。

現時点で、危険箇所として対応が必要と把握している箇所は18か所ございます。

このうち、樹木の伐採など、予算規模が小さい11か所につきましては、今年度学校により修繕等を実施することとしております。残り7か所は大規模な擁壁改修等であり、今年度に設計等に着手し、原則、来年度中の工事完了を目指して取り組んでまいります。

施設の経年劣化、近年の集中豪雨や台風の大型化、猛暑などの影響により、修繕等が必要な箇所は発生し続けております。

県教育委員会としましては、引き続き、危険箇所の早期発見、早期修繕等に努め、児童・生徒はもとより、周辺住民の方々にも安全・安心な学校施設となるよう、整備に取り組んでまいります。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） 今のところ、軽微なところ11か所は着手していると。大規模7か所は、いろんな設計をしているということでございますが、これ、総務部のほうにお伺いしたいんですが、教育委員会のほうから、大規模なところがたくさん残っておるということですが、今年小規模なところしかできていないんですが、来年、緊急にできるような形で、予算を確保することは可能なのかお伺いしたいと思います。

○総務部長（松浦元哉） 先ほど教育長の答弁でありましたように、7か所の擁壁改修については、どうしても工期の関係で、まず、設計をやって工事が要するというので伺っておりますので、今年度の予算の中で、設計費用を組んでおります。

来年度はそれを踏まえて、予算要求があると思われまいますので、緊急性、優先度を見極めながら、予算調整を行ってまいりたいと考えております。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ぜひとも1年でも遅れることがないような形で、また、新しい危険箇所が出てまいるか分かりませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、最後に、中小企業・小規模企業の金融支援についてお伺いしたいと思います。

この6月の補正予算でも、中東情勢の変化の影響を受ける中小企業・小規模企業等の経営の安定化を図るために、新たな融資枠を県中小企業融資制度に設け、事業者負担を軽減するための利子補給、保証料の補助等が行われました。過去にもいろんな制度がありましたが、過去には、例えばその保証制

度を市町と連携しながら、県が補填する分に加えて、市町でやっていただいたりするような事例もあったと思いますが、今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

〔森吉秀男雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（森吉秀男） 今回の融資制度につきましても、より効果的な支援となるように、各市町の皆様、県の事業と連携して取り組んでいただけるように、情報共有、説明会を開催したいと思っております。

いずれにしましても、今後も金融機関の皆さん含めまして、融資制度が中小企業・小規模企業の皆様にとって負担がより軽減されていくように、各市の皆様とも連携して取り組んでまいります。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ちょうど今日の新聞に、日銀の利上げの観測が示されておりました。今回のこの補正予算は、1.6%やったかと思いますが、今度、政策金利が1.0%へと上がっていきます。

このような形の中で、市町と協力はいただけるということなのですが、第2弾で何かを考えたりする予定はございますでしょうか。

○雇用経済部長（森吉秀男） 今般、補正予算で提出させていただいている予算、執行しながら、状況を見ながら、検討させていただきたいと考えております。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ありがとうございます。

やはり今回政策金利が上がってまいりますと、多分、長期金利等全て上がってくると思います。今の需給バランスを聞いておりますと、どうも金融界は長期的な融資をしたいというような傾向が多いみたいですが、聞いていますと、短期の融資が欲しいというようなことも結構聞いています。

その辺のところも、市場のことを聞きながら、今後とも進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

それでは、以上で終わらせていただきます。

○副議長（津田健児） すみません。長田議員、よろしいでしょうか。

訂正のため答弁を求められていますので。長崎教育長。

○教育長（長崎禎和） 先ほど私立高校、公私協の関係の御答弁させていただいたんですけれども、ちょっと繰り返しにはなるんですけれども、地域の中学校の卒業生は、私立高校を含めてどのような学校に進学しているのかということも含めて、あと、地域の県立高校にどのような地域から生徒が入学しているのか、いろんな情報を含めて、ほかの地域の状況も検討しながら、協議を行っていくというところでございます。

〔36番 長田隆尚議員登壇〕

○36番（長田隆尚） ありがとうございます。

ぜひともそういう形で、子どもたち、家庭のことを聞きながら、教育のほうを進めていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（津田健児） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

伊藤雅慶議員の質問に対する関連質問の通告がありましたので、これを許します。35番 東 豊議員。

〔35番 東 豊議員登壇・拍手〕

○35番（東 豊） お疲れのところをすみません。

関連質問をさせていただきます。伊藤雅慶議員の発言に対する関連質問を行います。35番、会派、草莽、東 豊でございます。

朝一番に、山岳・中山間地域の安全対策についてと題して、土砂災害等から集落を守るための取組強化をということで質問いただきました。

答弁を聞かせていただいて、県土整備部では、当該補助制度というのが安ストって私は呼んでいますが、国は制度あります、国と市町が補助金を出します、残りは自己負担ですよという制度があるんですが、県内市町に制度がないということで、しかもその相談もないという御答弁いただいたので、私そのことについては、以前から注目している事業ではあるんですけれども、

なかなか進まないこの事業はというふうなことを思っています。

前段で申し上げるんですけれども、南海トラフの危惧が非常に高まってきています。本県でも、この3月に被害想定を出されました。事前防災を本気で取り組むという言葉が、国も使っていただき、それを受けて県も使っていると思うんですが、今まで本気じゃないのかという議論はさて置いて、いよいよ切迫性の危機感を感じる中で、果たして今の状態で事前防災できているのか。そんな100%絶対できていないと思うんです。しかし、徐々にやっぱり順番を追いつつ、優先度の高いものからやっているんだと思うんですけれども、まず、この住宅、1人でも命を救うという意味で、この住宅・建築物安全ストック形成事業について、市町で制度の創設がされず、活用が進まない理由というのを三重県としてはどのように捉えていらっしゃるのかということをお尋ねします。

課題があって、解決策があると思いますので、課題は何かということでお尋ねをしたいと思います。

〇県土整備部理事（上村 告） 御質問いただきました件につきまして、これは朝の答弁でもさせていただきましたが、まずは土砂災害特別警戒区域内の住宅については、まずは区域外の移転が最も重要で、先ほど議員からもお話ありました事前防災としても大変有効であるとそこは考えております。

ただ、今回こういう制度が進まないというところにつきましては、こういう土砂災害特別警戒区域の中にお住まいの方の多くは、住居の対策に、土砂災害に対する対策に高額な費用をかけても本当に対処できるかどうかという不安、また、やっぱり災害発生の危険が高まった際には、避難をすることや、やはりそういうような、最近の事例を見ておる中で区域外の移動が必要なんじゃないかという思いが強いのではないかと推察をしております。

また、一方、この国の住宅・建築物安全ストック形成事業の土砂災害関係の支援事業におきましては、補助対象限度額が1棟当たり420万円となっておりまして、補助率が23%であるために、補助限度額というのは96万6000円となっておりまして、これもちょっと低いということが要因の一つではな

いかと考えております。

それでも市町のほうからこういうふうな制度をつくりたい、概要を知りたいということであれば、それについてはしっかり支援をしていきたいと考えております。

〔35番 東 豊議員登壇〕

○35番（東 豊） ありがとうございます。

御答弁いただきました点は多分、蓋を開けてみたら、この補助額だと。それに見合うやっぱり自己負担が相当高いので、気が進まない、やめておこうという話になるんだと思うんです。

これはぜひ、知事御答弁いただかないですけれども、国へ、この本気の事前防災をするなら、この辺の国の補助率を高めていただいて、より事業が進むように、ぜひ要望の中に強く入れていただきたいなというふうに思います。

さて、そういう中ですが、いわゆるレッドゾーンにある住宅がどのぐらいあるのか。

実際、震度6とか7近くなると、どのぐらいの擁壁、特に民間擁壁なんですけれども、私が危惧するのは、本当に耐震化されているかどうかというのも含めて、かなりパワーが要ると思いますが、悉皆調査って、全数調査をぜひ把握をしていただいて、あなたのところの町の住まいのこのお住まいは危険度がこれだけですよということをぜひ調査してほしいというふうに考えるんですが、この辺についての御答弁をいただけますか。

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました土砂災害特別警戒区域内における住居等の安全性の悉皆調査について、御答弁させていただきます。

まず、建築基準法に基づく政令によりまして、平成13年以降に土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございますけれども、こちらで建築確認申請が行われた建物につきましては、擁壁の設置など安全対策の実施が建築の条件となっておりますが、それ以前の建築物につきましては、土砂災害対策の実施の有無については確認が取れておりません。

県内の土砂災害警戒区域でございますけれども、令和2年度末時点で1万

5932か所、その区域内の人家の戸数は9万3800戸になります。そのうち、レッドゾーンでございますけれども、こちらは1万4079か所、区域内人家戸数は1万4138戸となっております。それらの建物一戸ごとに、個別に、落ちてくる土石の量には、また違いがありますので、議員御指摘の悉皆調査を行おうとすると個別の調査が必要になり、令和2年の数、1万4138戸、これ膨大な時間・労力・費用を要することになります。

一方で、土砂災害特別警戒区域内の建物の状況を把握することは重要であると考えておりまして、今、土砂災害防止法ではおおむね5年に一度の頻度で土砂災害区域の指定に係る調査を実施することになっておりまして、三重県では2巡目の調査を実施中で、今年度末で2巡目の調査が終了します。来年度以降、この区域内にある人家の戸数等の再調査の実施は予定しているところでございます。

御提案の悉皆調査につきましては、まず、御提案を今回受け止めさせていただきまして、このような調査、2巡目の調査を実施しておりますけれども、このような機会に併せて実施することなど、費用対効果も見ながら、必要性について検討してまいりたいと考えております。

〔35番 東 豊議員登壇〕

○35番（東 豊） 大変すばらしい御答弁をいただきました。

悉皆調査を考えただけでもすごいパワーが要と思います。現地へ行って、本当に測って、しかも、私、県議会議員になって15年たちますが、土砂災害は、ここ危ないんだけど、何とかしてくれよという要望は受けます。しかし、これはもう民間で、御自分でやられた擁壁だから、それは手が出ませんよって幾つもお断りをしてきた状況なんです。でも、そんなようなことで済ませずに、やっぱり国の支援とか、時間がないのであれですけども、事前防災をする効果と、それから災害の後に復旧する効果は大体五、六倍費用がかかってしまうので、事前の防災対策を一日も早く、そういう方向性をぜひつけていただきたいなということを改めて要望して、関連質問とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（津田健児） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（津田健児） お諮りします。明11日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（津田健児） 御異議なしと認め、明11日は休会とすることに決定いたしました。

6月12日は引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（津田健児） 本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時30分散会